

特248

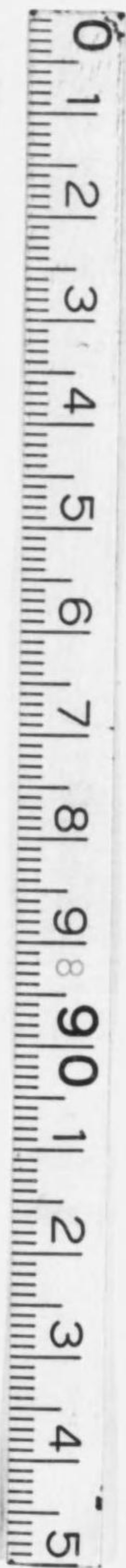
837

昭和十二年三月廿三日發行

機船底曳網漁業
整理案ニ對スル

陳 情 報 告 書

(附 第七十回帝國議會分科會速記録寫)



始



特 248
837

辭

會長 古 賀 義 康

昨秋、農林省機船底を網漁業整理案と稱するもの、大綱が新聞紙上に發表せられた、當時、此を見た當業者は常軌を逸した、非道德的、非日本主義的な内容に一人として信を措かない程であつた、然し、時日の經つに従つて、此案の内容が而く是れ無稽なものでもなく、實現性の確實さを表はして來たので、始めて、當業者の死活問題なりとして、騒ぎ始め然し、それも單に所謂、早耳筋の人だけであつて、一般には、案其ものすら信じないで等閑視して吞氣に過ぎ陰險極まる暴案であつた。

各地方、例へば北海道の如きは十、一月初旬、當業者が大舉上京して、農林省水産局に陳情したが、當局は、吾々の懸念な誠意の披瀝に對して一顧も興えず、陳情の効果は絶無であつた。

續いて、東北六縣、愛媛縣、其他、個々に上京、陳情大に努めたが當局は十年來の懸案たりとして、微動だもせず、恰も、同様の態度さへ示すに至つた、然るに、未だ、この暴案なるものは一般當業者に知悉されなかつたが、遂に正月元旦

の新聞紙上に於ける木村事務官の發表に及んで、始めて、案そのもの、全貌を窺知し、その非國民政虐性の盛られた暴案を信ぜざるを得なくなつた。

時は來た、一月廿日、東京、九段、軍人會館に於ける全國同業者の悲痛なる叫びは本同盟會の結成を最も自然的に導いた



爲にするもの、策動は沿岸漁民大衆の輿論でふ美名の下に何等の論理的、基礎的検討もない薄つべらなこの暴案そのものは、所謂新官僚獨善主義の發揮以外他に何ものでもなかつた

正義と熱誠は常に神の守護し給ふ處である、正しき吾々の生活擁護の叫びは各方面に陳情戦が展開され、首肯され、同情され、聲援された、その間、内閣の瓦解、議會の再停會、解散回避の運動等、何れも、只天祐と云ふ語に盡きる、吾々の運動の矢は總的中した

然して別項分科會速記録寫の如く、當局は、議會に於て、答辯せられた如く、始めから、右様な、暴且深刻なる案ではなかつたと陳辯して居る。

而して、吾々當業者の熱誠と各方面の同情援助は、遂に同案内容の緩和となり、圓滿に解決せられたとも云へる、然れども決して、この解決が、吾々當業者にとつて充分、満足すべきものではない、まだ、當局にこの案の起草指導精神のある限りは、決して一寸の油断も許さない。尙、残されたる問題として禁止區域の擴張、又當局の議會での聲明による全國六千隻以上の無許可船の問題等多々なる、今回の運動は單に當面の問題の一端の解決に過ぎない、吾々當業者は決して緊張を缺いではならぬ。

附言したい事は吾々の名譽會長、貴族院議員渡邊汀男爵、常務顧問庄司彦雄氏、窪井義道代議士等の國防的見地より、國民食糧問題の立場より、或は正しき生活權の擁護より、挺身的援助と議會に於ける高橋熊次郎、山掛儀重各代議士の公正なる質問に努力されたことを深謝したい。

(一月二十八日東京水産新聞所載)

機船底曳の撲滅、沿岸業者よ機會は今だ！！

來るべき議會に、於ける底曳整理豫算を死守せよ

水産局事務官

木

村

武

機船底曳網漁業特に東經百三十度以東の機船底曳網漁業が、今後數週間の裡に、徐々に、我々の視野の外に没し去るべき宿命を齎ふに至つたことに付ては、今日、如何なる頑迷な機船底曳網漁業者と雖も、之を否定し得ない既知の事實となつた。想へば、永い、血みどろの争闘の繪巻物であつた。而も、其れは斷じて明るい色彩の大和繪ではなく、奇々怪々、一見眼を蔽はしむる烏羽繪の其れである。

底曳業者は今や土俵を割らうとして劍の峯に懸命にこらへて居る格好だ、併し、だから、沿岸漁業者よ、未だ、油断は禁物である。機船底曳網漁業者は一體にプチブルチョアに屬するから、此のピンチに於て必ずや彼等の代辯者たる政治的ボスを動員するを志れないからだ。小兵、沿岸漁業者との十二ラウンズマッチに於て、双方鼻血を出しつゝ、而も最終ラウンドに入つて、沿岸漁業者の捨身のアツパーカットに、ヘビーウェイトの機船底曳網漁業は不用意にも打倒された。

レフエリーは、盛んにカウントを算へて居る。ヘビーウエイトのファイターは、馬力があるから、もう一度位、起き上らぬとは限らぬ。起き上つた其の時こそ、沿岸漁業者よ徹底的の痛打を加へる用意を怠つてはならぬのだ。油断して居ると案外、小兵の沿岸漁業者は、却つて逆にノックアウトを食はされるかも知れぬからね。實際、沿岸漁業者は、未だに被けられて居る機船底曳網漁業者の執拗な延命運動に気が附かぬものゝやうに、安心して切つて居る考へても見給へ。愛媛の八幡濱の様な明々白々たる海のギヤングの巢窟ですらもが、白日の下、未だに其の存在の正當性を主張しつゝあるではないか。我々は、此の如き者をして口を開かして安閑として居る大分、宮崎、高知あたりの沿岸漁業者の心意氣が知れぬとさへ思ふ。

八幡濱に於ける十組餘の機船底曳網漁船は、悉く卿等の温床禁止區域を侵犯して、漁船碇泊並に漁業停止處分を食つた泊々の所謂前科船なのである、大分の芥川氏、高知の堀部氏、以て如何と爲す。又北の方では、最近、花巻温泉に會合して秋田、山形、岩手等の底曳網業者が延命運動相談會をやつたさうだ。北海道の底曳業者は最近大舉して陳情の爲上京し随分と虫の好い注文を我々の机の上に置いて歸つた。機船底曳網漁業全廢論の急先鋒、北海道の面目や何處にあると、我々は曰ひ度い、とは云ふものゝ、我々としても、底曳業者の財力が此の如き運動を爲さしめ得、沿岸小漁業者の無資力が十分に此の如き機會に其の政治的發言を得爲さざるものであることを知つて居る。かかるが故に底曳業者の蠢動を以て我々の信念は微動だも知らない。我々の背後には全國三百萬人の沿岸小漁業者の力強い支援があるからだ。遮莫政治は水物である、帝國議會に於ける情勢は、我々の常識の外なる様相を呈することがないとも限らない。沿岸漁業者よ來る可き議會に於ける底曳整理の豫算を死守せよ。

寫

昭和拾貳年壹月 日

全國機船底曳網漁業者同盟會

- 會長 古 閑 義 康
- 副會長 北 能 喜 市 郎
- 同 中 村 峯 一

陳 情 書

陳 情 ノ 要 旨

- 一、機船底曳網漁業ハ國策上必要ナル重要漁業ナルニ付農林省ノ大整理案ヲ中止シテ該業ヲ存續セシメラレ度シ
- 理由
- 一、橋船底曳網漁業ハ本邦ノ重要漁業ナリ
- 機船底曳網漁業ハ當業者多年苦心經營ノ結果漸ク今日ノ基礎ヲ築クニ至リタルモノニシテ
- 全國總隻數 一一、七八九隻 (昭和十年末現在)
- 同總收穫高 七五、〇〇〇、〇〇〇圓 (昭和九年末現在概算)

トナリ本邦重要漁業ノ一タルモノナリ

一、**機船底曳網漁業ハ本邦鮮魚ノ大供給源ナリ**

本漁業ノ收穫數量ハ大約一億五千萬貫ニシテ現今山間僻地ト雖モ鮮魚類ヲ最モ安價ニ國民大衆ノ食膳ニ供シツ、アルハ實ニ本漁業ノ賜ト言ハザル可カラズ、故ニ本漁業ハ我國民大衆ノ生活必需品タル魚類供給ニ關シ重要使命ヲ帯ブナモノニシテ、本漁業ガ一朝誤リタル政策ニ依リ廢滅セラレンカ、一般大衆ノ榮養源タル鮮魚ノ供給ハ大部分杜絶シ、サナキダニ物價騰貴ノ脅威ニ直面シツ、アル大衆生活ニ甚大ナル影響ヲ及ボン憂慮スベキ社會問題ヲ惹起スルハ火ヲ見ルヨリモ明カナリ

一、**機船底曳網漁業ハ國防上必要ニシテ寧ロ其發達ヲ獎勵スベキモノナリ**

本漁業ニ使用スル機船ハ比較的大馬力ヲ有シ、且ツ風波ニ耐ニ沖合作業ニ長時間ノ持續力ヲ有スルヲ以テ、一朝有事ノ際ニ當ツテハ或ハ對潜水艦作戰ニ或ハ掃海、探海作業ニ、或ハ通信、防備、要塞勤務等ニ對シ最モ有用ナル船舶ナルコトハ世界大戰ノ例ニ徵スルモ明カナリ、故ニ本漁業ヲ保護助長シ寧ロ平時ニ於イテ之ヲ獎勵増設シ置クハ國防上必須ノ急務ナリト言フベシ

一、**沿岸漁民トノ摩擦ヘ僅少ナリ**

一部論者ニ於テハ本漁業ガ沿岸漁民ノ漁業ヲ妨害スルカノ如ク極論スルモノアリト雖モ、概ネ論ズルニ足ラザル認識不足ニ基クモノナリ

既ニシテ禁止區域ノ設定アリ、更ニ漁業期間ノ制限アリ且ツ又控業區域ノ自ラ場面ヲ異ニスルアリ、從ツテ漁獲物ニ

於テモ自ラ種別ヲ異ニスルヲ以テ相互ニ何等犯スモノナシ、加之當業者ニ於テ從來自發的ニ自制シ且ツ沿岸漁民ト協調ヲ爲シ來リタル事蹟ニ徵シテモ明カナルトコロニシテ、本漁業ガ沿岸漁業ヲ妨害スルガ如ク誣ユルハ全ク皮相ノ見解ナリ (別紙協定書參照)

註、北海道ニ於テハ摩擦アル漁業ハ全漁業ニ對シ僅ニ百分ノ三ニ過ギズ (別紙北海道ニ於ケル沿岸漁業トノ摩擦關係參照)

一、**農林省ノ機船底曳網漁業全廢政策ハ過去ニ於ケル方針ト大ナル自己撞着ナリ**

農林省ハ過去數年間底曳網漁業ヲ獎勵助成シ來リ今日其業蹟漸ク緒ニ着カントスル際、突如暗打的ニ之ヲ全廢セヨト云フハ甚シキ矛盾ニシテ斯ノ如キハ今後國民ヲシテ其業ニ安ンジ得ザラシメ實ニ産業政策上由々敷問題ナリト信ズ既往ニ於ケル漁港助成ノ如キハ其實例ノ一ニシテ今日其ノ漁港ヲ利用スル唯一ノ底曳網漁業ヲ絶滅セバ果シテ誰ヲシテ利用セシメントスルヤ其眞意ヲ疑ハザルベカラズ

一、**機船底曳網漁業全廢政策ハ暴舉ナリ**

仄聞スレバ今回農林省ニ於カレテハ機船底曳網漁業ノ全廢的大整理案アルヤノ趣ナレドモ如上ノ理由ニヨリ本漁業ノ如キ重要産業ニ對シ遽カニ矯激過酷ナル強壓ヲ下シ一舉ニ之ヲ廢滅セシメントスルガ如キハ行政史上未ダ曾テ其ノ比ヲ見ザル暴案ナリト言ハザルベカラズ

機船底曳網漁船噸數別隻數一覽表 (昭和十一年末現在)

地方別	噸數	二十噸未滿	三十噸未滿	四十噸未滿	五十噸以上	計
北海道	噸隻	七、八四九	一、六九五	一、六九一〇	七、四八七	五、三二七
青森	噸隻	三、四二〇	二、二六九	四、二二五	四、五七九	一、四七〇
岩手	噸隻	八、三二二	二、一四九	六、二二二	八、九五五	八、九五五
宮城	噸隻	三、九八八	一、一九四五	四、二二三	五、〇七六	五、〇七六
關東	噸隻	二、二九二	二、五〇一	一、九六六	一、七六四	三、一六三
茨城	噸隻	四、八五六	五、二二二	九、五五五	六、三三三	六、三三三
千葉	噸隻	一、六三九	五、四四二	三、五一一	一、七二七	一、七二七
靜岡	噸隻	四、七三三	三、五〇四	六、一一二	九、七三九	四、七三三
愛知	噸隻	五、六三一	三、五〇四	六、一一二	九、七三九	九、七三九

八

地方別	噸數	二十噸未滿	三十噸未滿	四十噸未滿	五十噸以上	計
三重	噸隻	一、六一一	二、〇七六	二、〇七六	五、八二七	一、六一一
和歌山	噸隻	一、九〇四	二、〇七六	二、〇七六	五、八二七	五、八二七
徳島	噸隻	六、三三九	三、六一	六、八四〇	八、二四〇	六、八四〇
高知	噸隻	八、八五五	五、七二	三、六一	八、二四〇	八、二四〇
愛媛	噸隻	一、三〇七	一、八四	一、九八六	五、一六二	九、六三九
鹿兒島	噸隻	七、五四	七、四二七	一、八〇四	一、八〇四	七、五四
島根	噸隻	一、四一五	七、四二七	三、四一〇	一、八〇四	二、六八三
鳥取	噸隻	六、八六七	三、七八四	七、三二	一、二三一	一、二五八
兵庫	噸隻	一、二七九	一、二四五	八、九二六	八、〇二	二、二六七
京都	噸隻	六、六七八	一、二四五	八、九二六	八、〇二	六、六七八
福井	噸隻	五、一三四〇	一、二六五	九、四三	一、〇一一	一、五六三

石 富 新 山 秋 山 佐 福 長 總

川 山 湯 形 田 口 賀 岡 崎 計
噸隻 噸隻 噸隻 噸隻 噸隻 噸隻 噸隻 噸隻 噸隻 噸隻

一、五九七七
七〇九
一七一
四〇三〇
六七四九
二〇三六
一五七八
五五三
七〇八〇
二〇、四〇〇八

一九〇七
四九二
九六七八
二五一一
一七三七
一一四四
二六一
九、四一四二

一〇七三
二〇一六
三五一
三八一
二、三六五七
二二七七
三九一
八、六五二

一一三
八、九七九
一、三四九
三、八九〇
一四、二八七
三〇、九六一

一、八九六七
一一〇一
一、三四五
五九〇
八四四
一、二〇八三
一、五〇七
四、一八九
一五、三三九
六九、六三九

陳情先左ノ如シ

農林省

大臣

山崎達之輔 同
長瀬次官 兵務課
木村事務官 東京警備司令部
原水産局長 海軍省
山中漁政課長 軍令部課長
寺田海洋課長 軍事普及部
湯河文書課長 商工省
井出監督課長 大藏省
高島三郎 內務省
野崎技師
田島達之助 丸ノ内署
鹽見友之助 鐵道省
橋本技師
阿南兵務局長

陸軍省

大佐

秦新聞班長
友末大尉
門脇參謀
豐田軍務局長
河野千萬城
梅崎中佐
鹽谷商政課長
主計局長
湯地主査事務官
大臣 河原田稼吉
社 會 局
松永署長
新井運輸局長
片岡貨物課長

貴族院議長	公爵	近衛文麿	坂口東鐵局長	中川重春
衆議院議長	議員男爵	伊江朝助	同	依孫一
政友會本部	議員男爵	渡邊汀	同	村松久義
民政黨本部	議員男爵	富田幸次郎	同	南雲正朔
國民同盟		鈴木總裁	同	南條徳男
昭和會本部		町田總裁	同	坂東幸太郎
東方會		安達總裁	同	春各成章
衆議院議員		中野正剛	同	喜多壯一郎
同		山崎猛	同	信太儀右衛門
同		菊地長右衛門	同	清水徳太郎
同		森邦肇	同	熊谷直太
同		渡邊泰邦	同	山本厚三
同		松岡俊三	同	窪井義道
同		東武	同	澤田利吉
				手代木隆吉
				林路一

同	石川定辰	萬圓ト推定セラル
同	由谷義治	然ルニ優其四割ヲ占ムル底曳網ニヨル魚類ハ乃チ約壹圓ノ巨額ニ上リ、而モ其種類ハ市民大衆ノ必需品タル價格低廉ナルモノ大部分ヲ占ム、今此種漁類ト魚量ノ供給激減セシガ勢ヘ魚價ノ暴騰トナリ帝都六百萬市民ノ保健及生活上由々敷大問題ナリトス
同	三鬼鑑太郎	須ラク善處以テ過誤ナカラムコトヲ期セザルベカラズ
同	小山田義孝	昭和十二年三月一日
同	小山貪之助	東京市會議長子爵 森 俊 成
同	森幸太郎	副議長 松 永 東
同	山榊儀重	市會議員 野 波 淳
同		中南定太郎
同		林 連
同		山田七郎
同		山田竹造
同		羽田如雲
同		宮村龜一
同		倉持忠助
同		廣瀬喜之助
同		川田友之

左記陳情書ハ森市會議長ヨリ直接山崎農林大臣ニ手交サレタリ

陳情書

昨今ノ社會狀勢ヲ見ルニ諸物價ノ奔騰ハ極度ニ市民ノ生活ヲ脅カシ、只サヘ戰々恟々タルノ日今回ノ農林省案タル機船底曳網漁業ノ整理ハ帝都市民ノ生活ニ密接ナル關係アルモノト認ム

惟フニ我等東京市六百萬ノ市民ノ一ケ年鮮魚消費量ハ實ニ二十七萬噸ニ及ビ之ニ支拂フ市民ノ消費價額ハ約貳億五千

全國機船底曳網漁業者同盟會役員

一六

名譽會長	貴族院議員	男爵	渡邊
常任顧問			庄司彦雄
會長			古閑義康
副會長			北能喜市郎
副會長			中村峯一
會計			青木貞治
同			吉原七司
同			安部美登
常任幹事			松田辰藏
同			中山留八
同			吉岡幾喜
			北海道
			秋田縣
			鳥根縣
			北海道
			新潟縣
			鳥根縣
			北海道

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

石崎金作	濱理作	夏堀源三郎	渡邊廣治	熊谷善四郎	船木喜助	門馬重作	鎌田作右衛門	鈴木助彌	龜貝惠七郎	加尾銀藏	山田金作	直宮助太夫	本吉與市
同	同	青森縣	同	岩手縣	秋田縣	宮城縣	同	山形縣	新潟縣	福井縣	同	石川縣	同

一七

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

志	伊	井	信	星	鈴	鈴	伴	岩	嶺	後	阿	相	佐
賀	勢	上	太	野	木	木	田	井	田	藤	部	藤	藤
寅	甚	照	利	政	平	幸	久	富	傳	市	金	澤	喜
吉	吉	司	郎	充	郎	二	郎	郎	衛	郎	郎	吉	代
同	福井縣	同	千葉縣	同	同	茨城縣	新潟縣	同	山形縣	同	同	宮城縣	秋田縣

同 同 同 同 同 幹 同 同 同 同 同 同 同 同

事

吉	藤	北	小	西	伊	荻	梶	綿	板	山	立	柴	渡
田	田	村	林	林	勢	森	目	瀨	倉	田	島	田	邊
榮	榮	要	藤	寅	榮	宇	甚	定	熊	辨	角	重	吉
藏	郎	藏	藏	松	吉	吉	一	郎	藏	藏	郎	郎	平
同	同	岩手縣	同	同	北海道	愛媛縣	島根縣	鳥取縣	京都府	同	靜岡縣	千葉縣	茨城縣

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

記

鮎川初太郎 同
 山下喜作 同
 松居又三 石川縣
 岩崎 嵩 同
 村松權藏 鳥取縣
 梶木勝太郎 同
 梅野竹次郎 同
 山田厚

(但シ以上役員ハ昭和十二年三月廿日迄ノ決定分)

事務所

麴町區丸ノ内二ノ一八(昭和ビル二〇四號)
 專用電話 丸之内 (23) 一七八一番

第七十回帝國議會衆議院

豫算委員會會議錄(速記)寫

會議

昭和十二年二月二十五日(木曜日)午前十時十七分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 小山 松 壽君

理事 坂東 幸太 郎君

理事 豐田 豐吉 君

理事 木村 正義 君

理事 平野 力三 君

大口 喜六 君

宮澤 胤勇 君

田方 清臣 君

齋藤 隆夫 君

岡本 實太郎 君

理事 矢野 庄太郎 君

理事 今井 健彦 君

理事 豐田 收 君

永山 忠則 君

田島 勝太郎 君

伊豆 富人 君

櫻井 兵五郎 君

荒川 五郎 君

理事 中村 三之丞 君

理事 高橋 熊次郎 君

理事 龜井 貫一郎 君

池崎 忠孝 君

篠原 陸朗 君

末松 借一郎 君

渡邊 鈇藏 君

東 武 君

工藤 鐵 男君	東 郷 實君	川 口 義 久君
武田 德三 郎君	芦 田 均君	西 岡 竹 次 郎君
原口 初太 郎君	勝 正 憲君	比 佐 昌 平君
村上 國 吉君	一宮 房 治 郎君	太 田 正 孝君
若 宮 貞 夫君	松田 竹 千 代君	船 田 中 君
西 村 茂 生君	野 中 徹 也君	小 坂 梅 吉君
立 川 平君	生 田 和 平君	山 榊 儀 重君
佐 藤 正君	志 賀 和 多 利君	金 井 正 夫君
杉 山 元 治 郎君	北 勝 太 郎君	尾 崎 重 美君
古 屋 慶 隆君	牧 野 良 三君	加 藤 鏞 五 郎君
八 田 宗 吉君	由 谷 義 治君	

○高橋委員 (前略)殊ニ我國ハ陸地ガ少イ、山地ガ多クアリマシテ、殊ニ耕地ガ少イ、ソレデ私共ハ農業ノ一方面トシテ水産ト云フコトヲ吾々ハ始終考ヘテ居ル、併ナガラ水産ノ方面ニ於テハ不幸ニ致シテ世界最大ノ水産國ト謂ハレテ居ル我國ニ於テ、水産方面ノ行政ハ定ニ私共ハ微カニ外國ノ事情ナドヲ伺ヒマシテ、之ニ比較シテハ殆ド物ニナツテ居ナイト云フヤウナ、失禮ナル言葉カモ知レマセヌガ、サウ云フヤウニ考ヘラレルノデアリマス、ソレデ此方面ニ於ケル所ノ行政ト云フモノハ、定ニ貧弱デアルト共ニ、此魚族ノ蕃殖、保護等ニ關シテハ定ニ私共ハ投ヤリニシテアルノデハナイカト云フヤ

ウナコトヲ考ヘサセラレルノデアリマス、私ハ時間ガアレバ樺太ニ於ケル、北海道等ニ於ケル所ノ色々ナル自分ガ曾テ見學致シマシタル際ノ、實例等ヲ申上ゲレバ能ク分ルノデアリマス、今日問題ニナソテ居リマスル幾多ノ問題ハアリマスルガ、當局者ハ唯今マデ獎勵ヲシテ置イテ、サウシテ時々刻々其獎勵シタ水産ニ關スル仕事ガ方々ニ於テ摩擦ヲ起シツツアルト云フコトヲ、其儘放任シテ置イテ、自分達ノ獎勵シタル仕事ニ依ツテ一部分ニ摩擦ヲ起シテ、其壓迫サレ被害ヲ蒙ツテ居ル所ノ業者ガ悲鳴ヲ揚ゲルト云フト忽チ獎勵事業ヲ改廢シテシマフ、サウ云フヤウナコトハ從來水産界ニハ非常ニ事例ガ多クツタヤウニ思ハレルノデアリマス、今日問題ニナツテ居リマスルノハ、北洋方面ノ一部即チ北千島方面ニ於ケル流シ網許可所管官廳ノ本省移管問題デアリマスルガ、是ハ將來北洋漁業ノ大會社ニ合併シレル危險ガアルト云ツテ騒イデ居リマス、即チ北海道ヨリ本省ニ其管理ヲ移管スルト云フ問題ガ一ツ、ソレカラ今日機船底曳網ヲ漸次廢スルト云フ方針ノ下ニ、今回大整理ヲスルト云フ計畫ノ下ニ、多少ノ豫算ヲ計上サレテ居ルカノ如ク私共ハ聞及ンデ居リマス、其方面ノ者ハ非常ニ驚イテ、兩方面ヨリ陳情ヲ致シテ居リマス、私共ハ此問題ニ關シマシテハ、洵ニ政府ノ無方針ヲ暴露シタノデハナイカト思フ、時間ガアリマセヌカラ、姑ク此問題ハ分科會ニ讓ツテ、私ハ詳細ニ論ジマセヌ、併ナガラ政府ガ獎勵シタノヲ今日一部ガ反對スルカラト云ツテ、ソレヲ全廢スル、殊ニ何等救済ノ途ヲ講ゼズシテ、殆ド行政的ノ強制手段ヲ以テ、認可權ガ政府ニアルト云フコトヲ利用シテ、之ニ壓迫ヲ加ヘテ整理ヲシヨウト云フコトハ、産業ヲ取扱ツテ居ル農林省トシテ、之ヲヤルト云フコトハ、洵ニ私共ハ穩カデナイコトデハナイカト、斯様ニ考ヘテ居リマス、是等ノ詳細ニ付キマシテ、又我國ノ水産行政ニ對スル根本方針ト云フモノハ、何等立ツテ居ナイト云フヤウナ方面ニ於テハ、他ノ機會ニ於テ私共ハ檢討ヲ致シ、政府ノ所見ヲ伺ヒタイト思ヒマスルガ、私ノ申上ゲタ此ノ二ツノ事項ニ對シテ、大體政府ハドウ云フ

所見ヲ持ツテ居ラレルカ、農林當局ヨリ御説明ヲ煩シタイト思フデアリマス

○長瀬政府委員 水産關係ニ於キマシテハ、元來殊ニ海洋漁業デハ、茫洋タル海洋カラ收獲物ヲ得テ參リマスルノデ、ドウシテモ獎勵ノ初期ニ當リマシテハ、自然漁獲物ノ強大ナル漁具ヲ獎勵スルヤウナコトニナリマシテ、只今ノ御話ノ底曳網ノ如キモ、ヤハリ其獎勵シタ一種ニ屬スルノデアリマス、自然沿岸漁業ト漸次衝突ガ起ツテ參リマスルノデ、今回ノ豫算ニモ、之ヲ經濟的ニ幾分整理シテ行カウト云フ經費ヲ盛ツタヤウナ次第デアリマス、併シ是モ方法ニ依リマシテハイケナイコトモアリマスカラ、其方法ニ付キマシテハ能ク實情ニ即スルヤウニ、十分研究致サウト思ツテ居リマス

○高橋委員 又機船底曳網ノ問題ニ於キマシテモ、只今ノ御説明ヲ承リマスルト、沿岸漁業者ノ摩擦ガアル、之ニ付テ職ヲ奪フヤウナコトガアルカラト云フ御考慮ノ下ニ整理ヲ急激デナク、漸次ショウト云フヤウナ御考ノヤウデアリマスルガ只今マデ世間ニ漏レテ居リマスル所、或ハ當局談トシテ新聞紙ノ傳フル所ナドヲ綜合シテ見マスルト、至極急激ニ行ハレントシテ居ルノデハナイカ、今日マデハ或ハ場所ニ依ツテ違ヒマセウケレドモ、五ヶ年ノ期間ガアツテ、其期間ヲ更新スル度毎ニ二割位ヅノ減ラシテ居ツタ、或ハ噸數ニ於テ、又馬力ニ於テソレゾレ減ラシテ居ツタ、或區域ニ於テハ隻數ヲ或ル一定ノ割合デ減ラシテ居ツタ、十四五年ノ間ニ半減シテシマツタ、四千有五六百アツタモノガ二千前後ニ下ツタ、ソレヲ又三百九十カ、或ハ四百絡マリノモノニ減シテシマハウトシテ居ラレル、ソレト又並ンデ居リマスル大漁業者ノヤツテ居リマス少シ大型ノ船ノ方面ニ於キマシテハ、七百艘モマダ殘ツテ居ル、ソレヲ六百十艘位ニ止メテ、餘リ整理ノ鉦ヲ振ハナイト云フヤウナコトニモ、多少ノ不平ト不安ヲ業者間ニ於テハ持ツテ居ルヤウデアリマス、一面ニ於テ非常ニ沿岸漁業者ガ迷惑ヲ蒙ツテ居リマスルノハ是等ノ許可船ニアラズシテ、許可ヲ受ケザル三千有餘ノ、或ル意味ニ於テハ密漁船

トナル方面ノ取締ガ不徹底デアルト云フコトニ憫ミガ多イヤウニ、吾々ハ聞イテ居ルノデアリマス、例ヘバ北海道ノ噴火灣、ソレカラ伊勢灣等ニ於テハ頗ル迷惑ヲ蒙ツテ居ル、是等ノ事實ヲ疎外シテ置イテ、サウシテ獨リ近海ニ漁撈ヲヤツテ居リマスル機船底曳網ト云フモノノミヲ減ラスト云フコトハ、當ヲ得ナイノデハナイカトサハ考ヘラレルノデアリマス、殊ニ政府ニ於テハ水産ノ助長政策ト致シテ、一面ニ於テハ遠洋漁業、又沿海漁業、其中間ニ沿海遠洋漁業ト申シマスルカ只今ノ私ノ申シテ居リマスル五十噸以下位ノ小型ノ機船ヲ用ヒル所ノ機船底曳網ノ漁業ヲ許サレタ、即チ遠洋漁業中間ノ漁業、沿海ノ漁業ト斯ウ三ツ並ベタ、ソレデアリマスルカラ、若シ只今問題ニナツテ居ル中間ノ機船底曳網ノ漁業ヲ漸次縮小スルト云フナラバ、之ヲ遠洋漁業ニ轉ゼシメル、其船ト云フモノヲ大型ニスレバ遠洋ニドク行ケルノデアリマスルカラ、此遠洋漁業ニ向ケルト云フヤウナ方法ヲ講ズルトカ何トカシテ生カス工夫ヲシナケレバナラヌ、僅カノ賠償金位拂ハレタノデハ何ニモナルマイト思フノデアリマス、況ヤ御當局ニ於テハ、専門家ノ方々デアリマスルカラ能ク御分リデアリマスルガ、此種ノ機船ト云フモノハ特種ノモノデ、何等他ニ流用ノ途ノナイモノデアアル、斯ウ云フコトヲ吾々ハ考ヘナケレバナライ、私共ハ斯ウ云フ發動機ヲ持ツテ居ル船舶ナドハ、事ノアツタ場合ニハ其利用目的ハ種々アリマセウガ何カノ御役ニ立ツモノダラウト思フノデアリマス、コンナ非常時ヲ叫バレル情勢ニ於テハ、是等ノモノ並ニ其乗組員ト云フヤウナモノハ、前段申上ゲタ通りニ、國家ハ十分之ヲ保護シテ行カナケレバナライ問題ト思ヒマスルカラ、私ハ是ハ分科會ニ於テ議ヲ盡シタイト思ツテ居リマスルケレドモ、重大ナ問題デアリマスルカラ、此場合ニモウ少シ突込ダ御咨辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

○長瀬政府委員 又底曳網ノ整理デアリマスルガ、私共ノ方デ考ヘテ居リマスルノハ、是ハ急激ニ整理ヲスルト云フ考ハ

ナイノデアリマス、之ニ對シテハ相當ノ裕トリヲ置キマシテ、此許可ノ數ヲ減ラシテ參リタイ、ソレデ漁法ノ轉換ト云フコトニ向ツテ行クノガ、一番宜クハアルマイカ、例ヘバ底曳網ヲ止メマヌルナラバ、同シ船ヲ使ツテ延繩漁業ヲ行ヒ、或ハ流シ網ノ漁業ヲ行フ、但シ漁法ノ轉換ト共ニ、船ノ改造ヲ必要デアリマスカラ、ソレニ必要ナル金額ノ幾分カハ助成ヲシテ參リタイ、即チ經濟的ノ轉換ヲサセテ行キタイト申シタノハ、其意味デ申シタ次第デアリマシテ、今回ノ豫算ヲ出來ルダケ有用ニ使ヒマシテ、而シ一面ニ於テ出來ルダケ有用ニ使ヒマシテ、而シ一面ニ於テ出來ルダケノ裕トリヲ與ヘマシテ、穩健ナ方法デ減ラシテ參リタイ、斯様ニ思ツテ居ルノデアリマス尙ホ無許可船ノ取締ニ付テ仰セガアリマシタ、是ハ洵ニ御尤デアリマシテ、私共モ實ハ惱ムデ居リマス、是ハ將來出來ルダケ取締ヲ十分ニシテ、違反ナカラシムルヤウニ努メタイト思ツテ居リマス

○高橋委員 是ハ時間ガ少イ所デ詳シクナルヤウデアリマスガ、重大問題デアリマスカラ伺ヒマス、又此底曳網ノ魚類保護ナドト云フコト、此方面ニモ沿岸漁業家ガ不平ヲ言フ、其外魚類ノ保護ニ害ガアルト言ウテ、即チ稚魚デモ何デモ獲ツテシモフト云フヤウナコト、是等モ一ツノ原因ニ數ヘラレテアルヤウデアリマスルガ、魚類繁殖保護ト云フコトニ付テハ十分政府當局ニ於テ御考ヲ願ヒ、御考究ヲ願ハナケレバナラヌト思フノデアリマス、總テ鮭鱒ニ依ラズ、歸元性ト致シマスルカ、生レク所ニ歸ツテ來ルト云フ性質ハ、總テノ魚ニアルト吾々ハ聞イテ居ルシ、又サウ云フコトヲ頻リニ致シテ居ル學者モアル筈デアリマス、農林省ノ九州方面ニ於ケル一水産試驗場カ出張所ノ役人ガ、嘗テ鯛ニ關スル研究ヲシテ發表ナドモアリマス、樺太ニ於ケル試驗場デハ鯛、殊ニ鯨ニ關スル研究ナドノ貴重ナルモノモアリマス、斯ウ云フヤウナコトヲ考ヘマスル時ニ於テ、沿岸ニ於ケル所ノ海藻ト云フモノハ十分保護シナケレバナラナイト思フノデアリマス、是ハ北海

道バカリデアリマセヌ、其他ノ方面ニ於テモ昆布ヲ移植シヨウト云フ爲ニ大變骨折ツテ居ル、其結果トシテ是等魚族保護繁殖ニ非常ニ必要ナル海藻ヲ取拂ツテシマフト云フコトハ、餘程是ハ考ヘナケレバナラヌコトダト思フノデアリマス、ソレカラ洪水ニ依ツテ磯焼ヲ起シ海藻ヲ枯ラス、其爲ニ私共ハ此洪水量ト云フモノヲナクスルト云フ方面ニ於テ、治水事業ノ方面バカリデナク、水産當局ニ於テモ深く考ヘテ戴キタイト私共ハ考ヘテ居ル是等ニ對シテハ既ニ北海道ニ於テ嘗テ十年間、十分調査シタル水産會ノ調査報告書ガ出テ居ル筈デアリマス、是ハ一部分ニ過ギナイノデアリマスルケレドモ、隨分面白い研究ダト私共ハ常見テ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ、ドウカ是等ノ只今問題ニナツテ居リマスルニツノ問題ハ、政府當局ガ嘗テ新聞等ニ發表サレタル御意見ノ中ニハ、無理ガアルノデハナイカト民間デハ恐レテ居リマスソレデアリマスカラ、再檢討ヲ爲サレテ善處サレンコトヲ望ミマス、又他ノ機會ニ於テ是等ノコトハ御答辯ヲ願フコトニ致シマシテ、此ニツノ問題ハ是デ中止致シマス

豫算委員第五分科(農林省及商工省所管)會議錄(速記)寫

會議

昭和十二年二月二十八日(日曜日)午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

主査 津原 武君

田島 勝太郎君

立川 平君

野中 徹也君

兼務

岡本 實太郎君

角 源 泉君

櫻井 兵五郎君

比佐 昌平君

牧野 良三君

高田 耘平君

篠原 義政君

高橋 熊次郎君
杉山 元治郎君

工藤 鐵男君

荒川 五郎君

末松 偕一郎君

中村 三之丞君

加藤 鏢五郎君

尾崎 重美君

渡邊 鏡藏君

山根 儀重君

八田 宗吉君

西村 茂生君

大村 正義君

伊豆 富人君

生田 和平君

北勝 太郎君

田万 清臣君

由谷 義治君

江藤 源九郎君

平野 力三君

古屋 慶隆君

河野 一郎君

○津原主査 宜シウゴザイマス——マダ時間ガ三十分アリマスガ、高橋サンオヤリニナリマスカ

○高橋委員 ソレデハ政府ノ御答辯ガ簡潔ニ行ケバ濟ムヤウナ問題ヲ、一ツ申上ゲマスガ、併ナガラ濟マナケレバ其問題モ後マデ繰越シテ置キマス、水産ノ問題ニ付テ總會ニ於テ質問致シマシタモノノ中、流シ網ノ方ハ次ニ譲リマシテ、機船底曳網ノ問題ニ付テ御伺致シタイト思ヒマス、次官カラ御答辯ガアツタノデアリマスガ、大要タケテ御願シタノデ其大要ニ付テ御答辯ガアツタノデアリマスガ、吾々ノ質問ノ要旨ニ觸レテ居ナイト自分ハ考ヘルノデアリマス、ソレデ此場合次官ヨリテ宜シウゴザイマスシ、大臣ガ御出席デアリマスカラ——此前ニ御出席ナカッタノデアリマス、併ナガラ私ノ質問ノ要旨ハ御分リニナツテ居ルカトモ考ヘルノデアリマス、簡單ニ申上ゲテモ宜シイノデスカ、機船底曳網ノ問題ト申シマスノハ、以前ニ政府竝ニ各地方廳ニ於テソレム、獎勵ヲ致シテ、沿岸ヨリ公海ノ方ニ出マシテ、サウシテ機船底曳ヲ致スノデアリマス、之ニ對シテ只今申上ゲル通り、地方官廳竝ニ國方相當ニ獎勵ヲ致シタノデアリマシテ、是ガ沿岸漁業家トノ摩擦ガアルト云フノガ、主ナル原因ノヤウデアリマスガ、殆ド或方面デハ、全廢ヲスルト云フヤウナ機運ニナツテ參ツタノデアリマス、是ガ爲ニ其方面ノ關係者ハ非常ニ驚キ、且ツ將來ノ生活ノ安定モ缺クコトデアルトシテ、國ヲ擧ゲテ騒イデ居ルノデアリマス、是等ノ問題ノ善後處置ニ付テ、御伺ヲ致シタノデアリマス、併ナガラ總會ニ於ケル御答辯ノ程度

デハ、満足が出来ナカウタノデ、分科會ニ讓ルト申シテ質問ヲ打切ツテ居ツタノデアリマス、此場合は等ニ對シテ御答辯ヲ煩ハシタイト思ヒマス

○山崎國務大臣 機船底曳ノ問題ニ付キマシテ來年度ニ於テ、沿岸漁業トノ關係ニ於テ、相當ノ調節的ノ施設ヲ行フト云フ計畫ヲ立テ、居ルノデアリマス、只今高橋君モ御述ベニナリマシタヤウナ、直接ノ影響ヲ憂ヘテ居ル方面モアルヤニ聞イテ居ルノデアリマス、當局ノ只今持ツテ居リマス具體的ノ考ヲ申上ゲマシタ方ガ宜シイト存ジマスカラ、水産局長ヨリ具體的ニ御説明ヲ申上ゲルコトニ致シマス

○原政府委員 機船底曳漁業ノ整理問題ハ、高橋サンモ能ク御承知ト存ジマスガ、此漁業ノ發達ノ徑路ハ、大體御話ノ通りデゴザイマシテ、積極的ニ補助金ヲ出シテ獎勵シタト云フヤウナコトハナイニ致シマシテモ、サウ云フ氣持ヲ以テ扱ハレタ時代モアツタコトハ、アルヤウデゴザイマスガ、サウ云フ風ナ事情ニ考慮致シマシテ、且ツ一面ニ於キマシテ昭和三年以來ドウシテモ是ハ沿岸漁業トノ摩擦ヲ緩和スルト云フ趣旨カラ見マシテモ、亦魚族ノ資源維持ノ見地カラ見マシテモ、相當ニ整理スルコトガ必要デアル、且ツ成ベク速ニ整理ヲスベシト云フ建議、陳情ガ、殆ド毎議會貴衆兩院ニ現ハレマシテ、其都度可決サレテ來テ居ルヤウナ譯デアリマス、其關係ヲ尊重致シマシテ、大體只今私共ノ方デ考ヘテ居リマスノハ、現在許可ヲ受ケテ居リマス底曳ノ船ノ數ガ二千六百艘アルノデゴザイマスガ其中大體半分、少クトモ其中ノ千艘位ハドウシテモ是ハ整理ヲ致サナケレバ、沿岸漁業者トノ衝突ヲ緩和スル譯ニハ行クマイ。斯様ニ見當ヲ付ケテ居ル譯デゴザイマス、而シテ整理ヲ致スト申シマシテモ、沿岸漁業者ガ叫ンデ居リマスヤウニ、之ヲ即時ニ廢メサセルト云フヤウナコトニナリマスト云フト、高橋サンノ御心配ノヤウニ、直チニ正業ヲ失ツテ其日ニ困ルト云フ人ガ出來テハ大變ナコト

ニナルト、斯様ニ思ヒマスノデ、整理ヲスルニハ相當ノ時ヲ掛ケテ、是ハ慎重ニ取扱ハネバナナルマイ、斯様ニ考ヘマシテ大體只今許可ヲ受ケテ居リマス、其許可ノ期限ガ切レマシタナラバ、アト繼續許可ニ當リマシテハ、マア四五年ノ期間ハ許シテ參リマシテ其間ニ轉業ニ付テノ準備ヲサセル必要ガアラウ、斯様ナ風ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、隨ヒマシテ、一方此許可ノ期限ノ長イ人ニ就テ見レバ是カラ十年間ニ何ニ轉業スベキカドウ云フ風ニシテ轉業ヲヤツテ行クカト云フヤウナコトノ、準備ガ出來ルコトニナルノデアリマス、又此轉業ニ付キマシテハ、政府ノ方デ人ヲ指定シマシテ、オ前ハ廢メロ、オ前ハ殘ツテ居レト云フヤウナ、所謂命令的ト申シマスカ、強制的ナヤリ方ハ努メテ之ヲ避ケマシテ、地方々々デ出來ルナラバ整理組合ト申シマスカ、サウ云フ自治的ノ整理ノ組織ヲ拵ヘサセマシテ、ソコデ同業者ガオ互ニ相談ヲシテ誰ガ廢メルカ、廢メテドウ云フ風ニ仲間同志デ世話ヲシテ行クカト云ツタ風ナ、成ベク自治的ナ方法ヲ執ラセテ參リタイ斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、ソレガ爲ニ唯同業者ニ十年ノ間ニ轉業ナサイト云フダケデハ、從來底曳ダケシカヤツテ居ナイト云フ人ハ、中々何ニ轉業シテ宜イカト云フ見當モ付カナイデアリマセウシ、又假ニ何カ良イ代リノ仕事ガ見付カルト致シマシテモ、轉業スルニハ船モ造リ替ヘル、或ハ機械モ据替ヘルト云フ必要モアリマセウシ、ソレ等ノ資金ノ關係モ考ヘナケレバナリマセウシ、左様ナ事柄モ考ヘマシテ、轉業ヲスルコトニ付テ十分相談ニナリ得ルヤウナ、事情ノ分ツタ人ヲ其關係ノ府縣ニモ配置ヲスル、職員ヲ配置シテ世話モサセルソレカラ尙ホ其轉業ニ付テ資金ガ要ルソレハ自分ダケデ全部ガ調達出來ナイ、補助金デモ貰ハナケレバドウシテモヤツテ行ケナイト云フ人ニハ、所謂轉業資金ト致シマシテ、船ナリ櫓ナリノ新造改造ノ經費ノ大體二割位ノモノハ補助ヲシ、又此轉業ヲシマシテモ、最初カラ果シテウマク算盤ガ取レルカドウカト云フ風ナ懸念モアリマスレバ、少クトモ一年分ノ事業費ヲ見マシテ、其中ノ二割三割ト云フモノハ補助ス

ルト云フサウ云フ、風ナ或ル程度ノ補助政策モ加味致シマシテ、強制的ナ考ハ出來ルダケ避ケマシテ、自治的ニ、指導獎勵ニ依ツテ轉業ヲサセル、而シテ此整理ノ目的ヲ達スル、斯様ニ考ヘテ居リマス、ソレデ只今大臣カラモ具體案ト云フ御話ガゴザイマシタガ、只今ノ所私共ノ方デ事務的ニ考ヘテ居リマスノハ、サウ云フ程度ノコトデゴザイマシテ、是ハ御承知ノ通りニ、大體海ニ而シタ府縣約三十八九縣、其處ニ散バツテ居ルノデアリマスカラ、何縣ノドノ船ガ何時減ツテ行クカト云フ風ナ見當ハ、中々直グニハ立チマセスノデ、所謂實行上ノ具體案ト云フモノハ、尙ホ慎重ニ各般ノ事情ヲ調査シ、研究致シナケレバ出テ參ヲナイト思フノデアリマシテ唯全國的ノ總括的ノ數字ニ付テ見當ヲ申上ゲレバサウ云フ風ニ考ヘテ居ル譯デアリマス

○高橋委員 今年度ノ此具體案ノ實行ニ付テノ豫算ハ幾ラアツテ、而モ今年度ノ計畫ハドシナコトニナツテ居リマスカ

○原政府委員 十二年度ノ豫算ト致シマシテハ、此底曳整理ニ關スル部分ダケヲ申上ゲマスト、十五萬一千三百九十六圓デゴザイマスカ、但シ此中ニハ多少其本省ノ人件費モ入ツテ居リマシテ、私ノ申シマシタ轉業ニ付テノ底曳ヲ廢スル際ノ獎勵金ハ、其中ノ八萬二千五百圓ニナツテ居リマス

○高橋委員 只今稍々具體的ニ承リマシタ、民間傳フル所ニ依ルト、只今存在シテ居リマスル許可船ガ約二千七百八十九艘、其中大半方許可ノ取消ニナツテ、所謂廢止サレル、サウシテ七百幾ツノ中、僅カシカ廢止サレナイ、其區別ヲ言フナラバ七百ト云フモノハ山口縣以南ノ方面デアリマシテ、主ニ支那海ノ方面ニ漁撈ヲ致シテ居ル大會社數會社ノ所屬ノ漁船デアルト、吾々ハ聞イテ居ルノデアリマス、即チ七百艘バカリアルモノノ中、六百十艘ダケガ生カサレルノデアツテ、僅カシカ此處等ハ整理サレナイ、他ノ方面ハ大區域ニ涉ツテ居ル、殊ニ能登カラ以北、北海道ニ掛ケマシテハ其大半ガ整理

サレテシマフ、斯ウ云フコトニ吾々ハ聞イテ居ル、二千艘ニ近イモノガ三百九十艘ニ減ラサレルト云フコトニナルノデスカラ、此方面ノ動搖ハ非常ニ甚シイ、斯ウ云フコトハ沿岸ノ摩擦ガ、支那海方面ニ於テハ少ナイカラト云フ理由モアリマセウガ、一面カラ言フト、大會社デアル林兼デアルトカ、山田デアルトカ、共同漁業デアルトカ云フヤウナ大資本家ノ方面ノモノヲ生カシテ、小漁業家ノ所有スル底曳網ヲ廢止スルト云フコトハ、考ヘ様ニ依ツテハ大資本家ヲ擁護スル爲ニ、小資本家ノ企業ヲ壓迫スルヤウニモ聞エルノデアリマス、沿岸漁業家ハ唯漁獲ガ少ナクナルトカ、或ハ魚類ノ繁殖保護ガ缺陷ガアルト云フヤウナコトヲ言フノハ、一面ニ於テ此機船底曳ガ廢止サレ、バ、ソレダケ市場ニ廻ル所ノ魚類ガ少ナクナル、隨テ價格ガ向上致スカラシテ多大ノ利益ガアル、底曳網ノ小漁業家ノ年々漁獲致シマスル六千萬乃至七千萬ト云フモノガナクナレバ、他ノ業者ハ非常ニ利益ヲ受クル譯デアル、ソレダケ自分達ノ漁獲物ノ價格ガ向上スル、斯ウ云フヤウナ方面ニ於テ此問題ガ色々複雑ソシテ居ルノデアルト云フヤウナコトヲ考ヘテ、憤慨シテ居ル者モ少クナイノデアリマス、斯ウ云フコトヲ含ンデ居リマスルト同時ニ、其人々ヲ轉業セシムルト申シマシテモ、中々容易ナコトデアアルマイト思フ、或ハ次官カラ轉業ノ方法等モ御示シニナツタガ、轉業致シマシテモ、漁獲スル魚類ガ異ツタリ、或ハ漁獲物ガ少カツタリ致シマスレバ、ドウシテモ經濟的ニ行詰ツテシマフ、ソウ云フコトニモ相成ルグラウト思ヒマス、其中ニハ日本海ノ中ノ大部分ト云フモノハ、非常ニ壓迫ヲ受ケルコトニナリ、北海道ノ如キハ夏場ダケ許スト云フヤウナ、窮屈ナ方法モ執ラレルヤウニ聞イテ居ル、夏場デマズイ魚類ヲ獲ツテ、サウシテ輸送力ノ少イ時分ニソシナコトニ從事シテ利益ガナイト云フコトヲ、民間ノ者ガ言ツテ居ル、何故夏場許スナラバ冬場ヲ許サナイカトソウ云フヤウナコトデ、何等カ其間ニ不純ナ動機ガ伏在シテ居ルノデハナイカト云ツタヤウナコトヲ言ツデ、憤慨シテ居ルノデアリマス、是等ノコトヲ色々考ヘテ見マ

ス、又福島縣ノ海岸ニハ好イ漁場ガアルカラト云フヤウナコトデ、此方面ニ於テハ餘リニ減少サレナイト云フヤウナコトモ聞イテ居リマスガ、ドウモ吾々素人ニ致シマシテモ、腑ニ落ち又點ガ多イノデアリマス、殊ニ先程申シマシタ東經百三十度以西ノ方面ノモノハ、即チ福岡縣以南ノモノハ非常ニ擁護サレテ、以東ノモノ、北海道マデノ間ト云フモノハ非常ナ壓迫ヲ受ケテ居ル、ソウ云フヤウナコトノアリマスノハ、吾々ハ此當今ノ時勢ニ於テ最モ面白クナイコトヂヤナイカト考ヘテ居リマス、殊ニ無許可ノ機船底曳網類似ノモノ、竝ニ機船底網ト同ジモノト云フヤウナモノハ、總會ニ於テモ申上ダマシタ通り密漁船デアル——許可ナクシテ同ジヤウナ漁撈ニ従事スルモノデアリマスカラ、之ヲ密漁船ト申シマス、サウ云フモノガ三千乃至四千アル、其他類似ノモノガ一萬五六千ニ達シテ居ル、ソウ云フヤウナ方面ノ取締ヲ嚴重ニシナイ事ロ共方ニ害ガ多イノデアリマス、サウ云フモノヲ等閑ニ附シテ置イテ、此許可ヲ受ケテ居リ、或ハ補助ヲ受ケナイモノ——府縣デハ補助ヲ出シテ居ツタ方面モ多カラウト思ヒマスガ、本年ニ於テハ補助ガナカツタカモ知レマセヌ、併ナガラ其精神ヲ以テ保護シテ參リ、獎勵シテ參ツタ機船底ニ網漁業ヲ殆ド或ル方面ニ於テハ全廢ニ近イマデノ整理ヲサレルト云フコトニ付テハ、吾々ハ諒解ニ苦シムノデアリマス、又業界トシテハ非常ナ打撃デアリマス、漁業ガ益々發展シナケレバナラナイ我國産業振興ノ上ニ於テ、一大項目トシテ取上ゲラレル此漁業ガ、此爲ニ衰微スル、隨テ之ニ従事スル幾萬ノ業者、幾十萬ノ家族、又之ニ依存シテ居ル所ノ又他ノ家族、殊ニ私ハ總會デ申述ベマシタ如クニ、ソウ云フ傳統的勇敢ナル素質ヲ持ツテ居ル漁民ト云フモノハ、十分國家ガ保護シナケレバナラス、又之ヲ廢業セシメテ他ニ轉業ヲ致サシメルト云フヤウナコトニマデ追ヒ込ムト云フコトニナリマスレバ、取返シガ付カナイノデハナイカ、ソウ云フコトヲ考ヘマスル時分ニ、非常ニ吾々ハ今回ノ政府ノ定メラレタル整理ノ方針ト云フモノハ、國策ニ適應シナイモノヂヤナイカト、斯様ニ考

ヘテ居ルノデアリマス、是等ニ付テ農林大臣竝ニ他ノ當局ニ御所見ヲ、承リタイト思ヒマス

○山崎國務大臣 水産局長ヨリ具體案ノ概要ヲ申上ゲタ譯デアリマスルガ、此問題ハ高橋君ノ御懸念ニナリマスヤウニ、理窟ト實際ト兩面ヲ考ヘテ參ランケレバ行クマイト云フコトハ、私モ從來カラ考ヘテ居ル點デアリマス、現狀ニ放置スルコトハ、沿岸漁民ノ利害トノ摩擦モ大キイ譯デアリマスシ、率直ニ考ヘテドウモ行キ過ギタト云フコトハ争ヘヌ事實デアリマスシ、何等カノ方法ヲ以テ相當ノ整理ヲ遂ゲルコトガ必要ト考ヘマス、サリトテ又其方法ガ餘リニ急激ニナリマスト高橋君ノ御懸念ノヤウニ、多數ノ關係者ノ生活ニ非常ナ脅威ヲ興ヘル問題デモアリマスカラ、コ、ハ餘程其邊ノ匙加減ガ難カシト思ヒマス、今回折角整理ノ大體ノ腹案ハ立チマシタ譯デアリマスルガ、此腹案ヲ定メルニ付キマシテモ、餘程高橋君ノヤウナ御懸念ヲ懷カレル方面ノ御意嚮モ酌取ツテ、水産局ニ於テハ只今申上ゲタヤウナ案ヲ立テタ譯デアリマスガ、尙ホ此問題ノ今後ノ實行ニ當リマシテハ、私ノ手許ニ於キマシテモ、出來ルグケ其邊ノ加減ヲ誤ラヌヤウニ、適當ニ指導致シテ行ク積リデアリマスカラ、ドウカ左様御承知ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス

○津原主査 高橋サン、マダ随分質問ハ繼續スルコトト思ヒマス、就キマシテハ農林省ニ對スルアナタノ質問ハ、次回マデ御延期ヲ求メマシテ、此處デ一ツ休憩ヲシタラ如何デゴザイマスカ

○高橋委員 休憩モ結構デスガ、一寸一ツ今ノコトニ關聯シマシテ……此問題ハマダ實際ガ付キマセヌガ、政府ニ要求シテ置キタイト思フ書類ガアリマス、唯抽象的ニ質問應答ヲ繰返シテ居ツテハ、此問題ハ埒ガ明クマイト思ヒマスカラ、政府ニ於テ十二年度以降ニ整理ヲサレルト云フ其腹案ニ對シテ、數字のニ各縣別ニ、其整理サルベキ隻數其他ニ付テ、御腹案ガアルニ違ヒナイノデアリマスカラ、ソレヲ文書ニシテ次會迄ニ御示シテ願ヒタイト思ヒマス、機船底曳網ノ噸數ト隻

數ト云フヤウナモノハ、ソレハ調ベテアル筈デアリマスルカラ、各府縣ニ於テ此縣ニハ是レダケヤルノダ、此年度ニハ斯ウヤルノダト云フコトノ具體案ヲ、御示シテ願ヒタイト思ヒマス

○原政府委員 高橋サンノ只今ノ御要求ノ資料デゴザイマスガ、先程モ申上ゲマシタヤウニ、全國的ノ船ノ數デアリマストカ、大體ノ噸數ノ區別調ベデゴザイマストカ、サウ云フモノハ分ツテ居リマスガ、マダ何縣ノ船ヲ何隻減ラシテ行クト云フ風ナ、極ク實行上ノ具體案ハ、マダ原案トシテ出來テ居ル所マデ參ツテ居リマセヌカラ、其點ダケハ御了承ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス

○高橋委員 ドウモ只今、水産局長カラ飛ンデモナイコトヲ承ルノデスガ、行キ過ギタト大臣モ言ハレタ、ソレヲ是正シテ行カナケレバナラヌト云フコトモ必要デアル、理窟デバカリ行カヌカラ、實際ニ即シテ具體案ヲ拵ヘテ行カナケレバナラヌ問題ダト云フヤウナコトモ仰セニナツタ、サウスルト各縣ニ依ツテ實害ノアル所ニ處シテ、ソレゾレノ方法ヲ講ジテ行カナケレバナラヌノデ、全國的ニ大難把ノモノヲ捉ヘテドウナドト云フヤウナ問題ヂヤナイト思フ、各方面ニ斯ウ云フ筈ガアルカラ、茲ニ是ダケノ船ヲ整理シナケレバナラス、斯ウ云フコトニナラナケレバナラス、ダラウト思フ、ソレデスカラ即子其意味ニ於テ、東經百三十度以西ニ在ル方面ニ於テハ僅カシカ整理シナイ、以東ノモノノ大部分ヲ整理スルノダ、或ハ福島縣一縣ハ、是ハ整理ヲセヌト云フヤウナコトガアル以上ハ、各縣毎ニソレゾレノ方法ヲ定ツテ居ナケレバナラヌト思フノデスソシナボシヤリシタコトハ、私ハアルベキ筈ハナイト思フ、此點大臣カラ承リタイト思ヒマス

○山崎國務大臣 能ク局長トモ相談ヲシテ見マスカラ今日ハドウゾ此程度ニ……

○津原主査 ソレデハ本日ハ此程度ニ於テ散會致シマス、高橋サンノ農林省ニ對スル質疑ハ、マダ繼續スルモノト御承知

ヲ願ヒマス、尙ホ明三月一日ノ午後一時半カラ此分科會ヲ開キ、同日ハ本會議ノ關係モゴザリマスルノデ、商工省ノ質疑ニ入ル積リデアリマス、尙ホ二日以降ノコトニ付キマシテハ、其係ノ人ヤ他ノ分科トモ協議スル必要ガゴザリマスルカラ追ツテ申上ゲマス、本日ハ是ニテ散會致シマス、午後零時四十七分散會

第七十回帝國議會衆議院

豫算委員第五分科(農林省及商工省所管)會議錄(速記)寫

會議

昭和十二年三月三日(水曜日)午後一時三十五分開議

出席委員左ノ如シ

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 主査 津原 武君 | 高田 耘 平君 | 高橋熊次郎君 |
| 田島勝太郎君 | 東 武君 | 杉山元治郎君 |
| 立川 平君 | 尾崎 重 美君 | 渡邊 鏡 藏君 |
| 野中 徹也君 | 山 榊 儀 重君 | 八 田 宗 吉君 |
| 兼務 | 末松 借一 郎君 | 木 村 正 義君 |
| 岡本 實太 郎君 | 牧 野 良 三君 | 生 田 和 平君 |
| 永 山 忠 則君 | 武 田 德 三 郎君 | 窪 井 義 道君 |
| 河 野 一 郎君 | 北 野 勝 太 郎君 | |

出席國務大臣左ノ如シ

- 農林大臣 山崎達之輔君
 商工大臣兼鐵道大臣 伍堂 卓 雄君

江藤源九郎君

篠原陸朗君

○高橋委員 私ハ一昨々日ノ當分科ニ於テ終リニ質問ヲ致シテ其儘政府當局ノ御答辯ヲ保留シテ散會サレタノデアリマシ
 タガ、機船底曳網ノ關係ニ付テノ御答辯ヲ、此際當局カラ煩ハシタイト思ヒマス

○原政府委員 一昨日申上ゲマシタヤウニ、只今私共ノ方デ考ヘテ居リマス底曳整理ノ案ハ、現在許可ヲ受ケテ底曳漁業
 ニ從事シテ居ル者ガ約二千六百アルノデアリマス、其中デ大體半分位、少クトモ千艘ハ此整理ヲ必要ト考ヘテ居リマス、
 而シテ此最小限度千艘ト云フモノノ整理ノ仕方ニ付キマシテハ之ヲ一兩年ノ中ニ全部整理ヲシテマシフト云フヤウナ急
 激ナコトハ、逆モ實行不可能ナコトデアリマスカラ、大體現在ノ許可ノ期限ガ切レマシタ後ニ於キマシテハ、五年位ノ繼
 續許可ヲ致シマシテ、其間ニ轉業ノ準備モサセテ参リタイ、サウ云フ程度ノ猶豫期間ヲ置クコトハ必要デアラウ、ソレデ
 アリマスカラ其期限ノ長イ人ニ付テ申シマスレバ十年間ニ轉業ヲスレバ宜シイ、斯ウ云フコトニナル譯デアリマス、サウ
 シテ尙ホ此整理ノ仕方ニ付キマシテハ成ベク強制的ト申シマスカ、命令的ナヤリ方ハ避ケマシテ、出來ル限り指導ヲ致シ
 マシテ轉業者ヲ募リ、サウシテ轉業者ニハ又轉業ニ付テ必要ナ資金ノ一部ヲ交付シテ助ケテ參ル、ソレカラ尙ホ一昨日モ
 御心配ニナツテ御話ノゴザイマシタ無許可ノ取締、規則違反ノ者ノ取締ト云フモノハ、ソレハ同時ニ從來ヨリモ一層力ヲ
 入レテ嚴重ニシテ参ラナケレバナラス、大體サウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、高橋サンノ御質問ノ御趣旨モ、整

理自體が絶對ニイカスト云フ御趣旨デハナカラウト思ヒマシテ、要スルニ整理ノ方法ガ餘リ急激ナコトヲヤツテハイカスカラト云フ御注意ノ御尋ト思ヒマスガ、其邊ハ十分ニ實行ニ當ツテ注意ヲシテ貰ヒタイ、斯様ニ考ヘテ居リマスカラ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○高橋委員 大體機船底曳網整理ニ關スル政府ノ御意向ハ諒解致シタト思フノデアリマスガ、私ハ整理ニ對シテ賛成デアリガ、其方法ニ付テ餘リ急激ニヤツテハイケナイト云フ意思ダト、斯ウ今御解釋デアリマスガ、ソレハ間違ツテ居リマス私ハソシテ整理ノ必要ナシト思フノデアリマス、而モ是ハ政府竝ニ地方官廳ガ多年ニ亘ツテ獎勵ヲシタル一ツノ漁法デアリマス、而モ政府當局ハ直接ニハ交付金ヲ交付サレナカツタデアリマセウガ、地方ニ於テハ郡制ノアル當時ニ於テハ郡ヨリ、又縣ヨリ絶エズ補助金ヲ下付シ、又之ヲ碇泊セシムルニ足ル漁港等ノ改修ニ力ヲ注イデ、是マデヤツテ參ツタノデアリマス、而シテ漁撈ノ高モ増加致シマシテ、漁村ハ魚ニ依ツテ賑ハサレテ居ルノデアリマス、又魚類ノ拂底ニ困ツテ居ツタ地方、需要増進ニ伴ハナカツタ地方、又魚類ノ漁獲物ガ少クアリマシテ、製造等ノ方面ニ力ヲ致サレナカツタ地方ニ、製造工業モ起ツテ居リマス、斯ウ云フヤウナコトデ、此機船底曳網ノ開始以來、漸次水産界ニハ一生面ヲ開イタト云フ私ハ確信ヲ持ツテ居リマス、但シ沿岸漁業者ハ此間ニ立ツテ其方法ヲ爲シタル普通ノ小機船例ヘバ五噸乃至十噸位ノモノヲ持ツテ居ル者——是ハ主ニ山形縣ノ例デアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒタイ、各方面ニ依ツテ違ツテ居リマスガ、ソレガ魚ノ餌ヲ取ルト云フ假裝ノ上ニ、底曳ニ類シタ方法ヲ以テ沿岸ヲ荒シテ居リマス、是ガ一番ノ摩擦ヲ生ジテ居ルノデアリマス、是ハ餌ヲ漁ルノデアルト云フコトカラ、看過シテ居ルノデアリマス、是ガ沿岸ノ小漁業者ニ色々ナ方法ヲ妥協ヲ求メマシテ、又是等ノ不正ナル漁業者ハ其罪ヲ全部機船底曳網ノ方面ニ著セルノデアリマス、山形縣ニ約二十噸内外ノモ

ノガ三十艘バカリアリマス、此方面ニ此罪ヲ著セルノデアリマス、此處デ沿岸ノ小漁業者ハ非常ニ之ヲ鼓ヲ鳴ラシテ賣メテ居ルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ状態ガアリマシテ、魚類繁殖ヲ妨ゲルモノハ機船底曳網ト云フヨリハ、寧ろ沿岸ニ近ク漁撈ヲヤリマスル是等ノ不正漁船デアラウカト私共ハ考ヘテ居リマス、況ヤ小漁業者ノ手ノ及バズ所ノ新シイ漁場ガ機船底曳網ノ發達ト共ニ發見サレタノデアリマス、是ハ政府ノ御力モアリマセウ、併シ民間業者ノ力ハ大ナルモノガアルノデアリマス、山形ノ方面デ見マスルト、飛鳥沖、新潟縣ノ境ニアリマスル粟生島ノ二三十噸沖、斯ウ云フ方面、山形縣ノ方ノ海岸カラハ約五十哩程沖合ニナツテ居リマスガ、百哩乃至二百哩前後ノ深サヲ保ツ岩礁ガ數箇アリマス、非常ニ立派ナ漁場トシテ機船底曳網ノ漁撈ノ中心ヲ成シテ居ルノデアリマス、是等ノ漁獲地ハ私共ハ何等他ノ沿岸ノ漁業者ヲ妨ゲルモノデハナイト考ヘテ居リマス、ソレデアリマスカラ私共ハ斯様ナモノヲ絶滅シテシマフト云フ必要ハ、毫モナカラウト思フノデアリマス、吾々ハ水産ノ國策ノ上カラシテ今ノヤウナ「ブリミチーブ」ナ漁撈ノ方法デハ宜シクナイカラ、機械、器具又漁船ヲ改メテ、モウ少シ進歩シタル方法ニ出デシムルヤウニ、國家ガ導カナケレバナラスト云フノガ、吾々ノ三十年來唱ヘ來ツタコトデアリ、國家ノ方針モ茲ニアツタト私共ハ考ヘルノデアリマス、今日ニ於テ大漁業者、原始的ナ小漁業者ノミヲ存シテ、中間漁業者ヲ廢滅セシムルト云フコトハ、水産界ノ爲ニ私ハ執ラザル所ダラウト思フノデアリマス、而モ此中間漁業者ノ弊害ヲ矯メルト云フ方法ニ出デナイト、面倒アルカラ騒ギガ大キイカラ、其合理的デアルト合理的デナイト、見當違ヒノ騒ギヲシテ居ルト否トニ拘ラズ、沿岸漁業者多數ノ者ガ附和雷同シテ騒イデ居ルカラ、是ハウルサイカラシテ中間漁業者ハ勢力モ小サイ、聲モ小サイカラ之ヲ潰シテシマウト云フコトハ、刻下ノ水産界ノ上カラ私ハ控ラザル方策デハナイト思フノデアリマス、色々ナ、辯疏ト申シテハ失禮カモ知レヌケレドモ、理由モアリマセウ、併

ナガラ形ノ上ニ於テ東經百三十度以西ノ山口縣ヲ含ム長崎縣ヲ中心トスルヤウナ比較的大資本家共同漁業デアルト云、林
 店デアルトカ云フヤウナ大資本家ノ統制ノ下ニアル方面ニ於テハ殆ド廢セラレナイ、其以外ノモノ、東經百三十度以
 市ノ日本海ノ沿岸、太平洋ノ沿岸、北海道ノ沿岸ノ同業者ノミガ絶滅サレル、洵ニ私ハ寒心スベキコトダラウト思フ、況
 ヤ是等ノ船ニ乗ル者ハ非常ナ頑強ナ體格ト精神ヲ持ツテ居リマス、有時ノ場合ニ海軍ノ一ツノ助成者トシテ相當ノ任務ヲ
 持テ得ルノデアリマス、漁撈ノ方法、漁法ヲ轉換スルダケデ、其船並ニ漁區ハ何等減ジナイナドト云フヤウナ抗辯ハ許サ
 レナイコトデアルト思フデアリマス、此機船底曳網ノ漁法ヲ他ノ延繩ニセヨ何ニセヨ、サウ云フモノニ轉換シテモ、ソ
 レダケノ漁撈、漁獲物ハナカラウト思フシ、又深海漁場ヲ漁ルニハ足りナイト吾々ハ考ヘテ居リマス、殊ニ日本海ニ於テ
 ハ魚ノ種類ガ洵ニ少イノデアリマス、只今ノ漁法ヲ改廢シマシテ他ノ方面ニ移ラセルト言ヒマシテモ、第一經濟的ニ立
 タスト思フノデアリマス、此上私ハ前段ニ申述ベマシタ如クニ、獨リ漁業家ノミデハナイ、之ニ附隨シタ幾多ノ工業ガア
 リマス、商業ガアリマス、況ヤ此方面ニ幾多ノ廢販ナル、盛ナル消費地ガアリマス、是等ノモノガ一齊ニ漁獲物ノ少クナ
 ルコトニ於テ、苦悶ヲ嘗メルダラウト思フデアリマス、是ハ山形縣ニ於ケル實例デアリマスルガ、全國ニ於テモ同ジヤ
 ウナ狀況ニアルコト私共ハ考ヘルノデアリマス、一問一答ヲ致スト餘リニ時間ヲ取リマスカラ一度ニ申上ゲテ御答辯ヲ
 願ツタ方宜カラウト思フカラ申上ゲマシガ、魚類ノ蕃殖保護ト申シマシテモ、之ニ付テ御當局ハ十分御研究ニナツテ居
 ルノカ知レヌケレドモ、世間ニ發表ガナイ、世間ニ發表ガナイカラシテ、私共ハマダシツカリシタ研究ガナイデノヤナイ
 カト思フノデス、沿岸ノ海草ニ産付ケル其時期ヲ狙ツテ漁撈ヲ禁止スルトカ、或ハ一定ノ場所ヲ空ケテ置クトカ云フヤウ
 ナコトヲシナイデ、又一時大イニ努メタル魚付林ナドト云フヤウナ方面ニ於テモ、近頃ハ又一向聲ヲ潜メテ御獎勵ニナツ

テ居ラナイヤウデアアル、斯ウ云フコトヲ一面ニ行ツテ、魚類ノ蕃殖保護ヲ圖ルト云フ方法ヲ講ジテ御置キニナラナケレバ
 イケナイチヤナイカト私共ハ考ヘル、私共ハ何故斯ナ失禮ナコトヲ申上ゲルカト云フト、樺太ニ於ケル、北海道ニ於ケ
 ル魚類ノ蕃殖、殊ニ孵化場ノ保護等ニ付キマシテハ、民間ノ者ガ騒イデ、吾々ガ素人デアアルニ拘ラス、是等ノコトヲ研究
 調査ヲ致シテ、政府ニ喰ツテ掛ラナケレバナラナイ時期ガ非常ニ長カツタノデアリマス、私共ハ今日水産ノコトヲ論ジタ
 ノハ、樺太ニ於ケル唯一ト申ス程ノ價值ノアル幌内川ノ支流デアアル保惠川ノ孵化場ガ廢滅ニ歸スル、故ニ王子製紙會社ガ
 經營ヲシテ居ル伐採事業ヲ中止セシムルカ、或ハ流送ノ方法ヲ變ヘテ陸送ニスルヤウニシナケレバイケナイト云フコトガ
 一大問題ニナツタノデアリマス、政府ハ其當時左様ナ害ハナイト言ヒ切ツタデアリマセヌカ、遂ニ吾々ハ實地調査ヲ致
 シマシタ、當業者ノ涙ヲ流シテ訴フル所ニ吾々ハ聽イテ、是ニ調査研究ヲ致シ、遂ニ政府ハ二三年ノ後ニ吾々ノ——當業
 者ノ要求スル通りナ方法ニ出ナケレバナラナイ、又其對岸ニ一ツノ孵化場ヲ造ツタト云フヤウナコトデ、ソレデアリマス
 カラ魚類蕃殖保護ト云フコトニ付テハ、御當局ハ注意ガ足りナカツタノデアリナイカ、又政府ニ於テモ水産ノ方面ニ餘リニ
 豫算ヲ殖ヤスコトヲ願ミナカツタノデアリナイカ、今回多少ノ豫算ガ水産方面ニ殖エタト局長モ喜バレテ居リマスシ、吾人
 モ喜ンデ居リマス、同僚カラ豫算ノ殖エタコトノミデ水産ハ發達スルモノチヤナイト云フノモ一理ハアリマスケレドモ、
 從來餘リ重キヲ置カレナカツタ豫算ノ上ニ、水産局關係ノ豫算ガ殖エタト云フコトハ吾々ハ雙手ヲ舉ゲテ歡迎シ、之ヲ喜
 ブ者デアリマス、併ナガラ其一半ニ、大イニ漁業ヲ盛ニスルト云フ方法ニ使ハレルナラバ格別、從來獎勵ノ方針ヲ執ツテ
 來タモノヲ、之ヲ廢止スルガ爲ニ補償金ノ一部トシテ支拂フ意味ノ金ガ八萬何千圓カ計上サレルト云フコトハ、私共ハド
 ウシテモ承服ガ出來ナイノデアリマス、デ私共ハ取締ノ方法サハ完全スレバ、又之ニ類似シタ違法ノ、或ハ不穩當ノ行爲

ヲヤル漁船ノ取締ヲ嚴重ニシサヘスレバ、弊害ノ半バハ除去サレルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ私共ハ急進的ニ之ヲ止メル、急進的ニ整理ヲスルト云フコトニ反對スルノデハナクシテ、斯様ナ朝令暮改的ナ水産政策ノ改訂ト云フモノハ、コ、デ庶政一新ノ時機デアルカラ改メナケレバナラス、從來執り來ツタモノハ洵 間違ツタモノデア
ル、斯様ナコトヲ許サルベキデハナカツタト、私共ハ考ヘルノデアリマス、水産ノコトハ由來政治家ニハ理解ガ困難ナ
デアリマス、陸地ニアルノト違ツテ、中々水産家ガ説明スルコト位聽イタノデハ納得ガ出來ナイ、自然是等ノ問題ニ觸ル
、コトヲ從來ハ避ケラレルヤウナ傾ガアルコトヲ、私共ハ大イニ憂ヘテ居ルノデアリマス、隨テ今回水産界デハ、微力ナ
人達デアラウトモ、此中間階級ノ沖合底曳ノ網業者ガ、或ル意味ニ於テハ私ハ死ヲ決シテ起ツテ居ルノデハナイカト云フ
ヤウナ氣分モ致スノデアリマス、ソレデアリマスカラ、私ハ政府ニ於テ是等ノコトヲ、モウ一應深ク考ヘテ戴キタイト思
フノデアリマス、斯ウ云フ意味ニ於テ私ハ此質問ヲ申上ゲテ居ルノデアリマスルカラ、其邊ヲ誤解ノナイヤウニ、モウ一
應御答辯ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス

○山崎國務大臣 高橋君ノ前回來ノ機船底曳網ノ問題ニ付テ、御熱心ナル御意見ノ御開陳ガアリマシタガ、當局ノ考ハ大體水産局長カラ申上ゲマシタヤウナ方針デ行ク譯デアリマスガ、此實際上ノ取扱方ニ付キマシテハ、高橋君ノ御心配ニナル點モ十分頭ニ置イテ善處シタイト考ヘテ居リマス、成程高橋君ノ仰セニナリマシタヤウニ、是マデ既ニ——元ハ御承知ノヤウニ各府縣デ許可ヲシテ居ツタ譯デアリマセウガ、兎ニ角一應許可ヲ受ケテ居ル仕事デアリマスガ、其點ハモウ高橋君ノ仰セノ通りノ沿革ニナツテ居リマスケレドモ、事實現在ニ於テハ少シ行過ギタト云フコトハ、是ハドウモ不定ガ出來ナイノデアリマシテ、茲ニ整理ノ方針ヲ執ルト云フコトハ已ムヲ得ヌコトダト存ジマス、併ナガラ事ハ當業者ニ取ツテ非

常ニ重大ナ關係ヲ持つ問題デアリマスカラ、斯様ナ問題ノ取扱ニ當リマシテハ、成ベクソコニ無理ヲ餘リ與ヘナイデ、サウシテ適當ナ解決ヲ圖ル方針ヲ執ルコトガ必要デアルト思ヒマスノデ、其邊ニ付キマシテハ私トシマシテモ、水産當局ノ處置ニ遺憾ノナイヤウニ、十分ノ留意ヲ致シテ行ク積リデアリマスカラ、是ダケノコトヲ高橋君ノ御意見ニ對シマシテ私申上ゲテ置キタイト思ヒマス

○高橋委員 此問題ニ付テ尙ホ私ハ當局ニ質シタイコトガアルノデアリマスケレドモ、此問題ニ付テ豐富ナ知識モ有ツテ居ラレマスシ、實際漁業等ニ携ツテ居ラレル同僚ノ窪井義道君ガ居ラレマシテ、關聯ノ質問ヲ致シタイト云フ希望ヲ持つテ居ラレマスカラ、先ヅ窪井君ニ此場合關聯質問ヲ御許シアランコトヲ希望致シマス

○津原主査 關聯質問ト致シテハ、此機船底曳網ノ問題ニ付キ、窪井君及比山榊君ヨリ通告ガゴザイマス、ソコデ念ノ爲ニ申上ゲテ置キマスガ、マダ質問ノ通告ガ十人ゴザイマス、假ニ是ガ三十分ツ、掛リマシテモ中々時間ヲ要スル、故ニ昨日以來私ハ豫算委員長ニ對シテ、此分科會ノ審議ヲ延期セラレンコトヲ要求シテ居ツタノデアリマスガ、種々ノ御都合カラ、ドウシテモ今晚ニ片付ケテ呉レト云フコトデ、他ノ各分科主査何レモ御同意ニナツタサウデアリマスノデ今晚ハドウ致シマシテモ此分科ヲ片付ケル積リデアリマスカラ、其御心持ヲ以テ、ドウゾ成ベク質問ヲ簡單ニ御願致シマス、先ヅ窪井君

○窪井委員 高橋委員ヨリ機船底曳網漁業ニ付テ詳細ナ質問ガアリマシタシ、又農林當局モ之ニ對シテ相當詳細ナ御説明ヲ賜ツタコトデアリマスカラ、私ハ簡單ニ要點タケ御質問ヲ申上ゲテ、此重大ナル漁業ノ爲ニ、又日本ノ水産界ノ爲ニ、ハツキリシク御意見ヲ伺ツテ置キタイト思フノデアリマス、私ハ此前ノ委員會、又ハ只今高橋君ト政府當局トノ質問應答

ヲ聞イテ居リマシテ、實ハ甚ダ意外ニ考ヘテ居ル者デアリマス、私共豫算ニ餘リ詳シクナイ者カラ見マスルト、農林當局ノ御説明ハ機船底曳網漁業ニ對シテ一千艘ノ船ヲ整理スル、是ハ恐ラク今日六、七千萬圓ニ上ツテ居リマスル漁獲高ノ船ヲ半減スルト云フ、極メテ日本ノ漁業界ニ於テハ例ノナイ非常ニ大キナル英斷ノ政府ノ處置デアルノデアリマス、然ルニ拘ラス私共ノ考ト致シマシテ、先ヅ第一番ニ農林當局ニ御伺致シタイノハ、何處ニサウ云フ項目ガ此豫算ノ中ニ掲ゲテゴザイマスカ、其點ヲ第一番ニ御伺シタイト思ヒマス

○原政府委員 只今御尋ノ機船底曳網ノ整理ニ要スル經費ハ、産業獎勵費ノ中ノ沿岸漁業振興ニ關スル經費三十何萬圓カノ中ニ入ツテ居リマス、

○津原主査 念ノ爲ニ此間ノ速記録ヲ讀ミマス、「十二年度ノ豫算ト致シマシテハ此底曳網整理ニ關スル部分ダケヲ申上ゲマスト、十五萬一千三百九十六圓ゴザイマスガ、但シ此中ニハ多少其本省ノ人件費モ入ツテ居リマシテ、私ノ申シマシク轉業ニ付テノ底曳ヲ廢スル際ノ獎勵金ハ、其中ノ八萬二千五百圓ニナツテ居リマス」斯ウ云フ答辯ガ速記録ノ中ニゴザイマス

○窪井委員 能ク存ジテ居リマス、私ハ此農林省ノ一般會計豫算参照書ヲ見マシテ、機船底曳網漁業約一千艘、一艘一萬二三千圓ニシマスト千二三百萬圓ノ船ヲ整理スルト云フ大問題ニ對シテ、此機船底曳網漁業ト云フ文字ガ、此參考書ニ出テ居リマスノハ僅ニ一箇所、サウシテ而モ其項目ガ農村振興費ノ中ニ入レテアル、何千萬圓ノ漁業ヲシテ居リマス、此漁民ノ生活ノ根本問題ニ關スル重大ナル農林行政ニ付テ、農村振興費ノ中ニ此項目ヲ入レテ、誰ガ機船底曳網漁業ガ整理サレルト云フコトヲ感ズル人ガアルドラウカ、農村振興費ノ中ニ農林當局ガ言ハレル通りニ入レテアリマシテ、而モ其項目

ハ所謂農村振興費デアリマシテ、僅ニ其中ノ八萬數千圓ト云フモノガ之ニ關聯シテ居ルト云フコトヲ、農林當局ノ説明ヲ聽イテ始メテ私共、恐ラク衆議院議員全體ガ、何ダ農林省ハ機船底曳網漁業ノ整理ヲスルノカト云フヤウナコトヲ知ルヤウナ譯デアル、恐ラク斯ウ云フ立テ方ハ議會ノ本質カラ言ツテモ、吾々ノ此豫算ヲ審議スル上カラ行ケバ、立法權ヲ無視シタヤリ方チヤナイカト云フ非難モアルト思フ、又一方直接ノ漁業家カラ見ルト、農村振興費ノ中ニ自分達ノ首ヲ鹹ラレル重大ナ運命ヲ含ム所ノ問題ガ、農村振興費ノ中ニ特別ニ之ヲ混ゼテ其中ニ入レラレテ、沿岸漁業ノ振興獎勵費ト云フコトニナツテ居リマス、誰モ機船底曳網漁業ト云フモノガ政府ニ依ツテ整理サレルト云フコトヲ知ラナイ、知ラナイ内ニ自分達ノ首ガ無クナツテ居ルト云フヤウナ整理ノ仕方ト云フモノハ、立憲的デハナイ、又公明ナ政治ノ仕方デハナイト云フコトヲ申上ゲテ、私ハ敢テ政府ヲイヂメルノデハアリマセヌガ、斯ウ云フヤウナヤリ方ハ、將來爲サラナイヤウニ御注意ヲ申上ゲタイ、更ニ私ハ此問題ガ重大デアリマス爲ニ、政府ニ底曳網ノ漁獲ノ數量、其金額、是ハ毎年ノ例デハナクテ宜シウゴザイマスガ、例ヘバ昭和十年十一年、一ツノ年デ結構デアル、ソレカラ其機船底曳網ヲ持ツテ居ル船主デスガ、營業者ノ數ト從業者ノ數、ソレカラ機船底曳網ノ會社ナリト云フモノヲ、農林省ハドウ云フ風ニ御考ニナツテ居ルカ、ソレカラ之ニ關聯シタ無許可ノ底曳網ノ隻數及打潮網ノ隻數、是ハ簡單ガ宜シウゴザイマスカラ、數字ダケヲ御示シテ願ヒタイ

○原政府委員 機船底曳網漁業ニ依ル漁獲高ヲ一應申上ゲマスガ、昭和九年ノ七月カラ昭和十年ノ六月マデノ一箇年ノ數量ハ、極ク大難把ニ申上ゲマス約三千萬圓ゴザイマス、ソレカラ此底曳ニ從事シテ居リマス漁業者ノ數ハ、昭和十年末ノ數字デゴザイマスガ、全體デ二千七百八十九名アツタ譯デアリマス、是ハ今日現在ハ多少減ツテ居ルト思ヒマス、ソレ

カラ此漁業ノ從業者ノ數ハ昭和九年ノ七月カラ十年ノ六月ノ期間ニ就業致シマシタ者ノ數ヲ申セバ、約二萬三千人デゴザイマス、尙ホ性能ニ付テ私ノ御答デ足りマセヌ點ハ、説明員ノ方カラデモ、御許ヲ得マシテ御答致サセタイト思ヒマス、無許可ノ會社ノ數ハ、是ハ正確ナモノハ連モ分リマセヌ、分リマセヌガ大體ハ機船底曳網ト認メラレルモノデ、許可ヲ受ケナイデヤツテ居ルモノ、或ハ底曳デナイト云フ形式デヤツテ居ル者デ、嚴格ニ言ハバ底曳デナイカモ知レナイガ、實際ハ底曳ト大體同ジヤウナ作用ヲスルト云フ風ナモノヲ總括シマシテ、大體ノ見當ハ七千艘乃至八千艘位ハ或ハアルノデヤナカラウカ、斯様ナ見當デ居リマス

○野崎農林技師 機船底曳網ノ性能ノコトニ付キマシテ、私カラ簡單ニ御説明申上ゲマス、機船底曳網漁業ハ大體海底ニ袋ニナツタ網ヲ引キマス漁業デゴザイマス、大體其機船ハ網ヲ引クト云フコトガ、第一ノ性能ニナル譯デゴザイマス、隨テ船ノ索索力ニ大體重キヲ置イテ居リマス、サウ云フ風ナ關係上船體ニ比シマシテ、機關ノ馬力ナドハ相當大キイト云フ風ナモノニナツテ居リマス、ソレカラ船ノ幅ガ多少他ノ船ニ較ベマシレバ、廣イト云フヤウナコトガアリマス、其他ニ付テハサウ大シタコトハアリマセヌ、左様御承知ヲ願ヒマス

○窪井委員 サウ云フコトヲ聽イタノデヤナカウツノデアリマス、私ハ性能ト云フコトヲ御質問申上ゲタノハ、非常ニ簡易デアツテ、非常ニ效果的デ能率的ナ船ダト云フ御答辯ヲ得タカウツノデアリマスケレドモ、船ハ私ハ能ク知ツテ居リマスノデ、其程度ノコトナラバ……是ダケノコトヲ御質問申上ゲタコトハ、是ダケノコトガハツキリ分ラナケレバ、機船底曳網ヲ進マス譯ニハ行カナイ、ソコデ私ハ農林省ノ御答辯ニ依リマス、實際ハ底曳網ノ漁獲ノ數量ガ三萬圓ト仰シヤイマスケレドモ、サウ云フコトハ恐ラク帝國年鑑ニモアリマスシ、水産統計ニモアルノデアリマス、東京市ガ機船底曳網

漁業者カラ買ヒマス數量ガ約二千萬圓デアリマス、是ハ數日前東京市會議長ガ、魚河岸ヲ調べマシテ私ニ知ラシテ呉レタ數字デアリマシテ、東京市民ガ機船底曳網漁業ニ依ツテ獲ル魚ヲ買ツテ居ル、東京市會デハ、若シモ之ヲ全滅シタナラバ東京市ニ來ル魚ノ是ガ四割デアリマスカラ、四割ノ魚ガ出來ナクナルト云フコトニナルト、非常ニ安イ魚ガ來ナイト云フコトニナツテ來テ、東京市民カラ見マシテモ、非常ニ大キナ生活問題ガ起ツテ來ル、隨テ魚價ガ二割乃至二割半ハ暴騰スルデアラウト云ツテ居ル程、重大ナ問題デアリマス、恐ラク東京ノ六百萬ノ中デ、五百萬ノ人間ガ此安イ魚ヲ御物菜デ食ツテ居ルト思フ、斯フ云フ點ニ於テモ、農林當局ノ考ハ違ウシ、又今水産局長カラ御話ガアツタ無許可ノ機船底曳網ノモノガ七千艘モアリマシテ、許可ノアルモノガ二千六百シカ居ラス、サウスルト此根本ノ整理ヲ爲サウト云フ理由ハ、先日ノ速記録ヲ讀ンデ見マシテモ、沿岸漁業トノ摩擦ノ緩和及ビ魚族資源維持、此二ツノ理由ヲ以テ大キク英斷ヲ爲サラウトスルガ、沿岸漁業ノ摩擦トハ誰ガスルカ、私ハ此七千艘ト云フモノガ沿岸漁業ノ摩擦ヲスル、是ハ政府ノ許可ヲモ得ズ脱法行爲ヲシテ居ルモノガ七千艘モアツテ、政府ノ御説明ニ依ルト、許可ヲ得タモノハ、二千六百艘シカナイ、二千六百艘ノモノヲ整理スルヨリ以前ニ、先ヅ第一ニ政府當局デアル水産當局ガ水産行政ヲ爲サラウト云フノニ、ソレ以前ニ無許可ノモノヲ取締ツテ之ヲ全滅スル、是ハ脱法行爲ヲシテ居ルノデアリマスカラ、ソレガ水産當局ノ執ラレル第一番ノ手段デハナイカ、正式ノ許可ヲ得デ、次第ニ依ツテハ縣廳ガ之ヲ獎勵スル、農林省ガ之ヲ獎勵スル、ナゼ獎勵ヲ爲サツタカト云フト、日本ノ今マデノ漁業史ヲ見マスト、底曳網漁業ト云フモノ程、有效的ニ、能率的ニ、簡便ニ魚ヲ獲ル方法ハナイノデアリマス、其立派ナ方法ガ生レタ、是ハ日本漁業界ノ革命ダト云フノデ、府縣農林當局ガ吃驚シテ獎勵シタト云フノガ、大正二年頃デアツタ、ソレカラ非常ナ勢ヲ持ツテ來タノデ、今ニナツテ農林省ガ文明的ナ漁獲方法デアルカラ、ソレ

ハイカスト云フノハ、ソレハ元ノチヨン臨時時代ニ戻ルノデアル、人力車時代ニ自動車ガ出来タ、自動車ガ出来タンデハ人力車ガ失業スルカラ止メテシマヘト云フ議論トチツトモ違ハスト思フ、ダカラ農林當局ガ、先ヅ一番沿岸漁業ヲ御考ヘニナルナラバ農林當局ガ七千艘ノ無許可ノ船ヲ取締ツテ、其結果ヲ見テ、機船底曳網漁業ニ依ツテ沿岸漁業ノ摩擦ガアルカ或ハ魚族資源ノ蕃殖ニ反スルカ、ト云フコトヲ御決メニナルノ方、農林行政トシテハ當然デアリマス、先程農林大臣ガ仰シヤツタ行過ギタ感ジガアルト云フノハ、是ハ五六年前ノ議論ダラウト思フノデアリマス、機船底曳網ト云フモノガ一番隆盛ヲ極メタノハ、大年十二年カラ昭和三四年迄デ、一番隻數ガ多カッタノハ大正十四年十五年デ四千七百八十五隻アツタ、ソレガ今日ハ其半分ニナツタ、既ニ其漁船ノ數ガ半分ニナツテ居ツテ、摩擦ガ少ナクナツタ、サウシテ許可ヲ得タモノガ半分ニナツテ居ツテ、許可ヲ得ナイモノガ七千艘アル、其七千艘アルコトヲ考ヘナイデ、實際摩擦ガ少ナクナツテ居ル所ノ、政府ガ正式ニ許可ヲ與ヘテ、數千萬ノ資本ヲ投ジタモノヲ歡迎セスト云フノハ、ドウシテモ論理ガ合ハスト思フ此點ニ付テ農林當局ノ御所見ヲ承リタイ

○原政府委員 只今私ノ七千艘ト云フ數ハ、御斷リ申シタヤウニ、正直ニ申シマスレバドノ位居ルカソレハ分ラナイノデアリマスガ、色々ナ、所謂一口ニ言ヘバ無許可ト言ハレテ居リマスモノニ付テ、私ノ此ノ場デノ感ジカラ強イテ數ヲ申上ゲテ居ルノニ過ギマセメノデ、單ニ七千ト云フモノガ大體ニ於テ間違ヒナイト致シマシテモ、所謂機船底曳網ト云フモノニ換算シテ見マス、七千ト云フモノガ何千ニナルカ分リマセヌガ、只今ノ窪井サンノ御話ノヤウニ、二千六百ノ中千ヲ減ラスノニ、無許可ノモノガ七千アル、之ヲドウスルカト云フヤウナ、無許可一隻ト許可ヲ受ケテ居ル底曳一隻ト釣合ヲ取ツテ考ヘル譯ニハ一寸イカヌ、デアリマスカラ、其點ハ御諒解ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、底曳漁業ノ大體ノ經過ハ窪井

サンノ御話ノ通りデ、先日カラ繰返シ申上ゲマシタ様ニ、今日デハ行過ギタ感モアル、事實漁場ノ回復ナリ魚族ノ繁殖不能等ノコトデ相當ニハ整理ヲシナクチヤナラナイト云フコトハ、己ムヲ得ナイ次第ニナツテ居リマスガ、業者ノ側カラ言ハセレバ、以前ハ獎勵ノ氣持ヲ以テ取扱ハレテ居ツテ、都合ガ悪クナルト罷メテ賞ヒタイト申スコトハ甚ダ迷惑ダト云フ感ジヲ多分ニ持ツコトハ、私ハ尤モナ事情ガアルト思ヒマス、ソレデアリマスカラ是ハ沿岸漁業者ガ即時撲滅トカ即時全廢トカ申シテ居ルヤウナ風ニ、只今取扱フコトハ穩當ヲ缺キマスノデ、其邊ヲ考ヘマシテ、相當ノ年限ヲ掛ケ、而モ成ベク強制的ナ方法ヲ避ケマシテ、サウシテ轉業シ易イヤウニ指導モシ、又多少ノ獎勵金モ出シテヤルト云フ風ニ十分同情ノアルヤリ方ヲシナケレバナラス、斯様ニ考ヘテ居ル譯デアリマスカラ、趣旨ダケハ御諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス

○津原主査 窪井サン、マダデゴザイマスカ、成ベク簡單ニ……

○窪井委員 是ハ先程申シタ様ニ非常ニ重大ナ問題デアリマシテ、ドウモ農林當局ト高橋君ノ質問ヲ聞イテ居ツテモ、又私讀シテ居ツテモ分ラナイノデス、今聞イテ居ツテモヤハリ分ラナイ、併シ私ハ何モ農林省ヲ窺メルト云フノデハナイノデ、何故機船底曳網漁業ト云フモノヲ整理スルカト云フコトニ對スル理論ダケハハツキリシテ置カスト、國民ハ所謂此業者ハ——恐ラタ私ハ農林當局ノ先程ノ數字ハ違ツテ居ルト思ヒマスガ、從業員ハ三萬五千人、家族ヲ合シマスト二十萬人居リマス、ソレノ關係業者ヲ入レルト四五十萬人ニナル、其四五十萬人ノ死活問題デアリ、年々六七千萬圓ノ漁獲物ヲ出シテ居ル此大キナ漁業ヲ何ノ爲ニ一體整理スルノカト云フコトノ目標ガハツキリ立タナイデ、國民ノ知ラヌ間ニ整理シタト云フノデハ、ソレハ本當ノ政治チヤナイ、ダカラ立派ナ政治ヲ行フ上ニ於テハ、何故整理スルカト云フコトガハツキリシテ居ラナケレバナラス、次イデ私ハ先程申上ゲタヤウニ、之ヲ整理スルコト云フコトデ、其理由ハ沿岸漁業者トノ摩擦ト

魚族ノ資源維持ダト云フコトデアラナラバ、第一ニ無許可ノ七千艘ト云フモノヲ私ハ整理スルノガ當然デアルト思フ、ソレカラ其次ニハ機船底曳網漁業ト云フモノガ沿岸漁民ト摩擦ノ起シタ、又魚族ノ繁殖ヲ妨ゲタト云フ時代ハ過キテ居ツテソレハ大正十四年十五年、昭和二年三年デアツテ、今日ハ其時ノ隻數ノ半分ニナツテ、サウ云ウ風ニナツタ時ニ——尙ホ此處デ質問シタイノハ、此際ニ尙ホ千杯減サナケレバナラヌ理由ガ本當ニアルノカナイノカ、其千杯減サウト思フト云フ所ノ私ハ根據ヲ水産當局カラ示シテ貰ヒタイ

○津原主査 ドウゾ、御答辯モ簡單ニ……

○原政府委員 數字的ノ御説明ハアトデデモ申上ゲマスカラ、御諒承ヲ願ヒ度イト思ヒマスガ、大體ノ考ヘ方ト致シマシテハ、重要魚族ノ減リ方ト、ソレカラ底曳ノ漁獲物ノ種類、數量ト云フ風ナモノヲ睨ミ合セテミマシテ、例ヘバ甲漁場ニ於テ鯛ナラ鯛ト云フモノハ沿岸漁業者ガモウ主タル漁獲物ニシテ居ル、サウ云フ漁場デアリ、其處ノ漁場デハ鯛ヲ取ラナクテモ底曳ハ底曳トシテ他ノ魚ヲ獲ツテヤツテ行ケル、斯ウ云フ風ニ轉向ノ利キマス所ハ底曳本來ノ機能ヲ發揮シテ、沿岸デ普通ノ延繩ノ漁業デヤル、所謂沿岸漁業者ニ鯛ヲ取ラセテ、ソレ以外ノモノハ底曳ガ獲ツテ漁獲ヲヤラレル、斯様ナ大體考ヘ方デ、底曳業者カラ漁獲ノ報告ヲ取リマシテ、ソシテ此計算ヲ大體シテ行キマスト云フト、マア千ト云フ凡ソノ數ガ出テ來ルノデス、計算方法ダケヲ申上ゲレバサウ云フ譯デアリマス

○窪井委員 ドウモハツキリ分リマセス、是ハ議論ニ亘ルカニ申シマセス、サウスルト千艘大體御減シニナルト云フ御方針デアルトスルト、其前ニ農林當局ニ御願シテ置キタイノハ、無許可及ビ其類似ノ脱法行爲ヲシテ居ルモノヲ嚴ニ取締ラレル方法、ソレヲ實際的ニ取締ツテ無クシテ行クト云フナラバ、是カラ五年間猶豫期間ニ徹底のニヤツテ貰ヒタイト

云フコトカーツト、ソレカラ此無許可ノモノヲ別ト致シマシテ、許可サレテ居ルモノヲ千艘整理ナサレルト云フコトニナルト、其整理爲サルト云フコトガ今カラ大體御方針ガ立ツテ居ルト致シマス、此豫算ハ何萬圓カ知リマセスガ、八萬圓カ十萬圓カ十三萬圓カアルトシマス、將來之ニ對シテ整理スルノニ幾ラ位ノ金ガ必要デアルト御考ニナリマスカ、千艘整理シ、轉業サセテ、補償シテ、其許可ヲ御取消ニナル費用ハ——是ハ是ダケノ豫算ヲ御出シニナルニ付テハ、少クトモ數箇年ニ亘ルコトニ對シテ大藏當局ノ御諒解ヲ御求メニナリ、斯ウ云フ方針デ整理スルカラ、是ダケ位ノ金ガ要ルト云フトト大藏當局ニ御話ガナケレバ其金ハ出ナイト思ヒマスガ、其見透ハドノ位アツタラ宜イト云フノカ、大藏省ノ御承認ヲ得ラレタ數字マデ御説明ヲ願フト云フノデハナイガ、大體ノ目標ハドノ位ノ金ガアツタラ是ハ整理ガ出來ルト云フ御見込デアリマスカ、其點ヲ一應承ツテ置キタイノデス

○原政府委員 簡單ニ御答致シマスガ、窪井君ノ御質問ニナリマシタ如ク千艘ト假ニ整理ノ概數ヲ決メマシテ、ドレダケ金ガ掛ルカト云フ點ハ極ク概算的ナ數字ヲ申上ゲマスト云フト、四百萬圓位ハ恐ラク掛ルカト思ヒマス

○津原主査 質疑ハ盡キタト認メマス、次ニ關聯質問ト致シマシテ山掛君ノ發言ヲ許シマス

○山掛委員 只今質疑應答セラレマシタ機船底曳網ヲ減少スル問題ハ沿岸漁業者カラ多年要求シ來ツタ問題デアリマシテ私共又其整理ニ付テ當局ガ考慮セラル、コトヲ要求致シ來ツタデアリマス、然ルニ愈々實際問題ニナツテ參リマスルト茲ニ摩擦ガ起ツテ來テ居ル、其摩擦ハ種々ナル機船底曳業者ノ間ニ不安ガアルト云フコトガアツテ思フノデアリマス、其業者ノ不安ガアリマスト共ニ、又日本ノ漁業ノ立場カラシテモ考慮ヲ致スベキ點ガアルヤウニ思ハレルノデアリマス、ソコデ事實ヲ伺ツテ置クコトガ極メテ大切デアルト思ヒマス

第一伺ヒタイコトハ、先日來、山口縣長崎縣ノ方面ニ關スル業者ハ大體ニ於テ其儘ニシテ他ノ方面ヲ減ラヌヤウナ御言葉ガアツタト思フノデアリマス、隨テ此三十度カラ東ノ方ノ減少ニナリマスモノハ何處デ減少ニナルカ其方針ガ立ツテ居リマスカ、假ニ一千隻減少サル、トスルナラバ、ソレハドウ云フ割合ニナルノデアリマスカ、日本海方面モアリ太平洋方面モアル、其間ニ各府縣ガアツテ、各々利害ガ錯綜致シテ居ルノデアリマスガ、其大體ノ、何處ノ府縣ハドウスルト云フ御豫定ガ立ツテ居ルノデアリマスルカ、是ハ唯漫然ト一千隻ト云フ勘定ニナツテ居ルノデアリマスカ、ソレヲ承リタイ

○原政府委員 只今山柵サンノ御尋ノ整理ハ、東經百三十度カラ西ノ方ト東ノ方トニ分ケテドウ云フ風ニナルカト云フ御尋ニ付キマシテハ、大體其整理ノ概數ヲ大體把ニ千艘ト見マシテ、其西ノ部分ハ僅カシカ減ラサナクテモ宜シイ、大部分ハ東ノ方ガ減ラサンケレバナラス、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、是ハ整理ヲ必要トスル事情ガサウ云フ風ニナルカラ、換言スレバ、百三十隻カラ西ノ方ノ漁場ト申スノハ多クハ東海、黃海ト云ツタ風ノ支那寄りノ所デゴザイマシテ、内地ノ沿岸漁業者トノ漁場ノ衝突スル關係ガ少イ所デゴザイマスカラ、勢ヒサウ云フコトニナラザルヲ得ナイ譯デゴザイマス、ソレカラ各府縣ニ付テ之ヲドウ云フ割合デ減ラスカ、其點ハ非常ニムヅカシイ點デアリマシテ、一昨日モ高橋サンノ御質問ニ對シテ御答モ申シテ置キマシタヤウナ事情デゴザイマシテ、府縣別ニ依ルベキカ、大體漁場別デ此整理ヲドレダケヤラナケレバナラスカト云フコトヲ考ヘテ參ル方ガ或ハ適當ナンヂヤナイカドウカス様ニモ考ヘテ居リマシテ、先ヅ漁場別ニ考ヘテ行キマシテ、數ガ決ツタ所デ、之ヲ府縣ノ許可數ナリ。又年々ノ許可ノ期限ノ切レマス數ニ割當テマスカ、ソコハ成ベク省令ニ依リマシテ當業者ノ減ラシ得ルヤウナ工合ニヤラウ、斯ウ云フ風ナ考デゴザイマスカラ、只今ノ所府縣別ニ何隻割當テ、ソレダケハ否デモ應デモ減ラシテシマフ、斯ウ云フ風ナヤリ方ニハ考ヘテ居リマセヌノデスカラ、

ドウゾ御諒承ヲ願ヒマス

○山柵委員 ソコデ減ラサレルノハ、東ノ方ノ部分ハ現在カラ較ベルトドノ位ノ割合デ減ラサレルコトニナリマスカ、幾ラ幾ラ減ラサレル割合ニナルノデスカ

○原政府委員 極ク大キク分ケマシテ申上ゲマスガ、東ト西トニ分ケマシテ、西ノ方ハ百分率デ申シテ見ルト大體七%カ八%位ノ減少ノ割合ニナラウカト思ヒマス、東ノ方ハ逆モ是位チヤ整理ノ目的ヲ達シマセヌノデ、マア四十%カ五十%位マデハシマセストイカヌヤウニ考ヘテ居リマス

○山柵委員 此沿岸漁業者ト機船底曳業者トノ間ノ摩擦ヲ緩和スルコトハ極メテ大切ナ事ナンデアリマスガ、同時ニ先程窪井君ノ申シマシタ總體ノ漁獲高ガ減少致シマスコトニナルト云フト、又他ノ方面カラ考慮致サナケレバナラスコトニナルノデス、機船底曳網ガ魚族ヲ攪亂シ機船減サセルト云フ所カラ此問題ハ一ツハ起ツテ居ルノデアリマスガ、若シ左様ニ機船底曳網ヲ東ノ方ニ於テ約四割乃至五割減少致シタト致シマシテ、沿岸漁業者ガ從來ノ方式ニ依ツテ漁獲シマシタ時ニ、コ、五年位ノ間ニ魚族ガ繁殖致シマシテ五年後ニ此整理ノ完成シタ時ニ、同様ナ漁獲高ノ擧ゲルコトガ出來ルデアリマセウカドウカ、是ハ今唯斯ウ聽イテ居ルト、ソレハ出來マスト、斯ウ御答ニナルニ決ツテ居ルノデアリマスガ、併シ實際ノ専門的ノ説明カナイトー是ハ議會デ豫算ヲ通サウト思ヒマスカラ、今ハソレハ出來マスト仰シヤル、ソナコトデハ了承スル譯ニ行カナイノデアリマスガ、何カ専門的ナ御調ガアルノデアリマセウカ、是ハ日本ノ水産トシテ相當考慮シナケレバナラス問題デアルト思フノデアリマス

○原政府委員 只今御尋ノ底曳ヲ假ニ一艘減ラセバドレダケ魚ノ生産力ガ増スカト云ツタヤウナ極ク正確ナ關係ハ、是ハ

中々分り恩イ所デゴザイマシテ、私共ノ大體狂ツテ居リマスノハ、先程申上ゲマシタヤウニ、窪井サシノ御話デハ多少數字方違フト云フ御話モゴザイマスガ、底曳ノ現在ノ漁獲高方三千萬圓、其中沿岸漁業ト衝突ヲシテ居ルト申シマスガ、大體此沿岸漁業者ニモモツト譲ツテヤツテソレニ依ツテ衝突ヲ緩和シテ宜イト云フ所ノモノハ、少クトモ其半分位ハアルンデヤナカラウカ、斯様ナ見當テ居リマシテ、而シテ假ニ此千艘ト云フ船ヲ十年後ニ完全ニ減ラスコトガ出来マスレバ、恐ラク漁獲ノ回復ト申シマスガ、漁獲ノ増加ト申シマスガ、生産力ノ回復ハ恐ラク二千萬ヤ三千万圓ニ止ラズ、四五千萬圓位ナモノハ優ニ生産ガ増スデアラウ、斯様ナ見當ヲ付ケテ居リマス、極ク細カナ専門ノ方法ニ付テ尙ホ御話ガゴザイマスレバ、専門ノ技師モ參ツテ居リマスカラ、又御説明ヲ致サセマスガ、大體ハサウ云フ風ニ見當ヲ付ケテホル次第デゴザイマス。

○山崎委員 只今ノヤウナ御答辯デハ私共ハ細カイコトハ分ラナイケレドモ専門ノ人デハ諒承シナイダラウト思ヒマス、併シ専門ノ説明ヲ今此處デ一々質疑應答スルコトハ宜クナイト思ヒマスカラ、一應只今ノ御話ノ筋ヲ諒承致シテ置キマスソコデ玆ニ摩擦ガアル、其摩擦ガ今度ハ逆ナ方面カラ來タ、斯ウ云フ風ナコトニナツテ居ルノデアリマスカラ、此間ハ圓滿ニ全體ノ漁獲高ヲ減少セザル方法ニ於テ解決ヲセラル、コトガ大切デアルト思フデアリマス、就テハ先刻窪井君ノ質疑ニ答ヘテ、補償ノ總額ガ約四百万圓ニ達スルト云フコトデアリマス、併シ明年度ハ八萬三千圓シカ出テ居ラスノデアリマスガ、其方法モ特ニ考究セラレナケレバナラヌシ、モウ一遍片一方宜シケレバ、片一方ヲ抑ヘル、片一方ガ宜ケレバ又片一方ヲ斯ウ云フコトヲ居ツテハ解決ガ付カヌト思ヒマスカラ、モツト専門的ニ御研究ニナツテ、今千艘減ラヌ計畫デ居ラレタコトガ、果シテ適當ナリヤ否ヤ、是ハ再檢討セラレル必要ガアルノデハナイカ、而モ先程窪井君ノ申シ

マスヤウニ、或ハ此方法ニ付テモ考ヘ、又高橋君ノ言ハレマスヤウニ、位置ニ付テモ考ヘテ行クト云フト、沿岸漁業者ヲサシテ壓迫シナイデ、而モ機船底曳ヲサウ今日豫想スル程減ラサナイデ、而モ漁獲高ヲ上ゲル方法ガアルノデヤナイカト私共ハ素人ナガラ想像スルノデアリマス、隨テ之ハサウ云フ根本問題ヲ一ツ——御研究アルノカモ知レマセヌガ、モウ一遍篤ト御研究願ヒ、且ツ若シ減ラサレル部分ニ付テハ、補償其他ノ方式ニ付テ、底曳業者ガ進ンデ喜ンデ轉業シ得ルヤウナ気分ニナルヤウニ能ク處置ヲセラレテ、懇談セラレテ、今言フヤウナ反對大會ヲ開キ、サウシテ反對ノ斯ウ云フ印刷物ヲ私共ニ配ツテ來ラレルヤウナコトハ、是ハ行政ノ手續ガ下手ナダラウト私思フノデアリマスガ、ソコハモウ一ツ本當ニ數字のニ説明シテ、是ガ正シイコトデアアル、サウシタ方ガ日本ノ漁獲高全體竝ニ沿岸漁業者全體ノ社會問題ノ爲ニ適切デアルト云フナラバ、ソレヲ納得サセルヤウニ、ソコヲ圓滿ニ一ツノ手續ヲ執ラレルコトヲ切ニ希望致シテ、私ノ此問題ニ關スル質疑ハ打切ツテ置キマス。

○津原主査 質問ハ高橋君ニ還元致シマス——高橋君

○高橋委員 只今私ノ質問ニ對シテ兩君ヨリ關聯質問デ委曲ヲ盡サレ、當局ノ之ニ對スル御答辯モ承リマシテ、私ハ認識ガ更ニ明瞭ニ相成ツタト思フノデアリマスガ、非常ニ此方法ニハ無理ガアル、無理ガアルバカリデハナイ、暗闇ノ中ニ之ハソツトヤツチマハウト云ツタヤウナ、作意カ不作意カソコハ分ラナイガ、兎モ角不穩當ナ——不法トハ申シマセヌ、不穩當ナ企ガ織込マレテ居ルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、此事ハ水産當局ニ取ツテ非常ニ私ハ將來ノ累ヒトナル——洵ニ小サナ數字デアリマスカラ之ヲ議會ガ他ノ重大ナル豫算等ノ關聯上、或ハ鶴呑ミニスルカモ知レマセヌ、併ナガラ此累ヒト云フモノハ非常ニ憂ヲ將來ニ貽スモノナリト私共ハ考ヘラレルノデアリマス、水産御當局ハ非常ニ御困リニナルダラ

ウト思ヒマス、全國ノ水産家ハ色々ナル實例ヲ取ツテ、吾々ハソレヲ拾ヒ集メテ、更ニ政府攻撃ノ急先鋒トナラザルヲ得ナイヤウナ立場ニ陥ラセラレルノデアリマス、實ニ無理ナルコトデアリマス、況ンヤ水産局長カラ御説明ニナツタ無許可ノ細ガ七千艘モアル、今整理セントスルモノハ僅カ二千六百餘艘ニ過ギナイ、其中七百幾艘ト云フモノガ、長崎、山口縣等ニ於ケル共同漁業、林兼或ハ山田、是等ノ大漁業家ノ傘下ニアルモノデアアル、ソレハ六百十艘ニシカ減ラサナイ、六百十艘ト云フモノヲ殘存セシムル、七百艘ノ中六百十艘、其他ノ二千何艘ノ中三百九十艘ヲ殘スノデアアルト云フヤウナ大整理案デアリマス、斯ウ云フヤウナモノヲ農村振興費ノ中ニ雜然混然ト致シテ、是ハ整理ノ補助ニ使フ金ダ、是ハ俵給ニ、旅費ニ用フル人件費ダト云フヤウナモノヲ農村振興費ノ中ニ織込シテ、唯沿岸漁業家トノ摩擦デアルトカ、或ハ魚族ノ資源保護ノ上ダト云フヤウナ名前デ、農村振興ダナドト言ハレテハ、吾々地方産業等ニ付テ意ヲ用ヒテ居ル者ハ不安ニ堪イナイノデス、庶政一新ノ時期ニ、斯ンナコトガ農林省ノ一角ニ現ハレヤウナドト云フコトハ、夢想ダニモシナイコトデアリマス、只、山辨君ヨリ御希望デアリマシタ、之ニ對シテ農林大臣ノ率直ナル御答辯ヲ承ツテ、此問題ニ付テハ私ハ此程度ニ止メテ置キタイト思ヒマスカラ、一應農林大臣ノ御答辯ヲ煩シタイト思ヒマス

○山崎國務大臣 段々此問題ニ付キマシテハ御熱心ナル御議論ガゴザイマシテ、能ク御議論モ拜聴致シタノデアリマスガ同時ニ又當局トシテ此計畫ヲ立テマシタ事情モ、委曲ヲ盡シテ申上ゲタノデアリマス、要ハ是ガ實施ニ當リマシテハ、殊ニ山辨君ノ御註文等モアリマシタガ、今後ハ更ニ十分考慮シマシテ、餘リ無理ノ起リマセヌヤウニ、十分注意ヲシタイト考ヘマス

372
272

昭和十二年三月廿三日 印刷發行

【非賣品】

東京市麴町區丸ノ内二ノ一八（昭和ビル内）

發行所 全國機船底曳網漁業者同盟會

東京市麴町區丸ノ内二ノ一八（昭和ビル内）

全國機船底曳網漁業者同盟會

編輯兼
發行人

山 田 厚

東京市淀橋區柏木二丁目二二六

印刷人 淺野國三郎

終